

# 保証月報

— EHIME GUARANTEE MONTHLY REPORT —



モミジと石鎚山(西条市)

2016/10

## 〈Guarantee Information〉

◇050ダイヤルイン番号表変更のご案内

◇お知らせ

平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての  
激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定について  
経営安定関連保証4号に規定する「災害」及び「地域」の指定について  
経営安定関連保証4号の指定期間延長について  
経営安定関連保証5号の指定業種について

## 〈Column〉

◇愛媛お宝図鑑⑦

「別子銅山」

がんばる中小企業のベストパートナー

# 保証月報

— EHIME GUARANTEE MONTHLY REPORT —



## Contents

### 〈Guarantee Information〉

◇050ダイヤルイン番号表変更のご案内	1
◇お知らせ	
平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての 激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定について	2
経営安定関連保証4号に規定する「災害」及び「地域」の指定について	2
経営安定関連保証4号の指定期間延長について	3
経営安定関連保証5号の指定業種について	3
◇平成28年度 上半期事業実績	4
◇協会職員紹介⑥ 今治支所	8
◇Q&A よくある質問	9

### 〈保証状況〉

◇今月の保証概況(平成28年9月)	10
◇本・支所別保証状況	11
◇金融機関別保証状況	11
◇業種別保証状況	12
◇金額別・期間別・用途別保証状況	13
◇市町制度保証状況	14
◇ランキングベスト10	15
◇金融機関店舗別保証状況	16

### 〈融資保証制度〉

◇融資保証制度一覧	23
◇信用保証料率表	32
◇保証協会団信実績	34

### 〈Column〉

◇愛媛お宝図鑑⑦「別子銅山」	
----------------	--



## 当協会ホームページのご案内

愛媛県信用  検索

<http://www.ehime-cgc.or.jp/>

### お知らせ(更新・新着情報)

- 2016年10月03日／保証の概況「平成28年9月」を掲載しました。
- 2016年09月26日／ダイヤルイン電話番号表を更新しました
- 2016年09月07日／平成29年度職員採用試験合格者発表
- 2016年09月01日／保証の概況「平成28年8月」を掲載しました。
- 2016年08月23日／平成29年度職員採用試験二次試験合格者発表

# 050ダイヤルイン番号表変更のご案内

◇当協会では「050 ダイヤルイン」を導入しております。

◇松山事業部・各支所に加え、本部の各職員に対しても直接繋がるようになりましたのでご利用ください。

※担当者が話し中または離席の場合は、他の職員が対応いたします。

本 部		TEL 089(931)2111(代)	松 山 事 業 部		TEL 089(931)2118
<b>総 務 部</b>			<b>保 証 二 課</b>		
部長心得	吉野 慎二	050 - 3851 - 1471	課長	遠藤 卓也	050 - 3803 - 1978
<b>総 務 課</b> 089 - 931 - 2111				三神 雄哉	050 - 3803 - 1994
課長	土屋 真吾	050 - 3803 - 1965		河村 拓哉	050 - 3803 - 1998
	佐伯 朋秀	050 - 3851 - 1472		桑山 晃希	050 - 3803 - 2004
	山田 茉里奈	050 - 3851 - 1473		亀岡 沙也加	050 - 3803 - 1999
	宮本 江梨	050 - 3851 - 1474		岩田 雅子	050 - 3803 - 1989
	浅川 愛美	050 - 3851 - 1475	<b>管 理 課</b>		
	稲葉 えり子	050 - 3851 - 1476	課長	大内 清治	050 - 3803 - 2007
<b>電 算 課</b> 089 - 931 - 2115				善家 栄治	050 - 3803 - 2003
課長	中野 一郎	050 - 3803 - 1968		土居 沙弥佳	050 - 3803 - 2006
	高田 奈月	050 - 3851 - 1477		藤岡 裕也	050 - 3803 - 2008
	池川 真由	050 - 3851 - 1478		宮内 千尋	050 - 3803 - 2002
<b>業 務 統 括 部</b>				村井 日出夫	050 - 3803 - 1988
理事・部長	井手 正一	050 - 3851 - 1470	<b>新 居 浜 支 所</b> 保証課 管理課 TEL 0897(33)8282 TEL 0897(33)8292		
<b>経 営 支 援 室</b> 089 - 931 - 2116			支所長	井上 安弘	050 - 3803 - 2012
	二神 幸	050 - 3803 - 1971	<b>保 証 課</b>		
	大崎 真一	050 - 3851 - 1479	課長	内山 敬祐	050 - 3803 - 2013
	吉村 透	050 - 3851 - 1480		山本 和慶	050 - 3803 - 2015
	入船 奈那子	050 - 3851 - 1481		武智 圭史	050 - 3803 - 2017
<b>保 証 企 画 課</b> 089 - 931 - 2114				朝馬 康介	050 - 3803 - 2022
課長	松本 哲也	050 - 3803 - 1967		亀岡 健一	050 - 3803 - 2018
	渡部 光浩	050 - 3851 - 1482		山口 絢加	050 - 3803 - 2020
	藤田 垂希子	050 - 3851 - 1483	<b>管 理 課</b>		
	高瀬 葵	050 - 3851 - 1484	課長	賀本 安彦	050 - 3803 - 2021
<b>管 理 推 進 課</b> 089 - 931 - 2117				木下 千世	050 - 3803 - 2014
課長	河野 祥一郎	050 - 3803 - 1972		佐々木 良	050 - 3803 - 2025
	鳥羽 英典	050 - 3851 - 1485		高市 理恵	050 - 3803 - 2024
	新藤 奈緒子	050 - 3851 - 1486		越智 章三	050 - 3803 - 2011
	高橋 悠一郎	050 - 3851 - 1487	<b>今 治 支 所</b> TEL 0898(23)0170		
	田中 俊匡	050 - 3851 - 1488	支所長	和泉 省吾	050 - 3803 - 1951
	有友 麻里子	050 - 3851 - 1489	副支所長	野口 康隆	050 - 3803 - 1952
<b>監 査 室</b> 089 - 931 - 2180				村上 良平	050 - 3803 - 1954
室長	高橋 省三	050 - 3851 - 1490		山本 亮	050 - 3803 - 1955
<b>松 山 事 業 部</b> TEL 089(931)2118				川中 佳大	050 - 3803 - 1953
部長	伊藤 剛司	050 - 3803 - 1977		中野 明	050 - 3803 - 1956
<b>保 証 一 課</b>				青野 順子	050 - 3803 - 1963
課長	高橋 健一	050 - 3803 - 1993		二宮 正文	050 - 3803 - 1990
	浅井 章太郎	050 - 3803 - 1979	<b>八 幡 浜 支 所</b> TEL 0894(22)2003		
	向居 英昭	050 - 3803 - 1984	支所長	石田 芳隆	050 - 3803 - 1958
	白石 瑞規	050 - 3803 - 1985	副支所長	谷岡 史喜	050 - 3803 - 1961
	竹村 公平	050 - 3803 - 1995		渡部 真弘	050 - 3803 - 1960
	荒瀬 佳奈	050 - 3803 - 1991		水野 和	050 - 3803 - 1959
	宮内 有里沙	050 - 3803 - 1992		宮弓 欽次	050 - 3803 - 1962
<b>宇 和 島 支 所</b> TEL 0895(22)6556			支所長	上田 哲生	050 - 3803 - 1944
			副支所長	宇都宮 孝昭	050 - 3803 - 1945
				八塚 徹	050 - 3803 - 1946
				浜岡 絵梨	050 - 3803 - 1949

## 平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての 激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定について

「平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が、公布・施行されました。

つきましては、下記のとおり取扱うこととなりましたので、お知らせします。

なお、激甚災害保証は直接被害のみが対象となります。当社が愛媛県にあり、支社・工場等が下記の対象区域にあって被害を受けた場合に対象となります。

<本災害の取り扱い>

### (1) 概要

平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害について激甚災害と指定し、同災害について新たに激甚災害保証を適用します。

### (2) 対象区域

北海道 空知群南富良野町  
岩手県 宮古市・久慈市・下閉伊郡岩泉町

### (3) 適用期限

平成28年8月16日～平成29年3月22日

## 経営安定関連保証4号に規定する「災害」及び「地域」の指定について

セーフティネット保証4号とは、中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づき、突発的な災害等により相当数の中小企業者の活動に著しい支障が生じている地域を指定し、当該地域において、売上高等が減少している中小企業者が、一般保証とは別枠の保証（借入額の100%を保証）が利用可能となる制度です。愛媛県内に本店、災害指定地域に支店があり、災害の影響により売上が減少している場合に災害指定地域の市町村で認定を受けた上で下記制度をご利用いただけます。

【指定】平成28年台風第10号による災害

指定地域：北海道

帯広市・南富良野町・音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町・新得町・清水町・  
芽室町・中札内村・更別村・大樹町・広尾町・幕別町・池田町・豊頃町・  
本別町・足寄町・陸別町・浦幌町

岩手県

盛岡市・宮古市・久慈市・遠野市・釜石市・大槌町・岩泉町・田野畑村・普代村・軽米町・  
野田村・一戸町

期 間：平成28年8月30日～平成28年12月15日

## 経営安定関連保証4号の指定期間延長について

平成28年熊本地震による災害に関する経営安定関連保証4号の指定について、以下のとおり、指定期間が延長となりましたのでお知らせします。

【延長前】平成28年9月14日まで      【延長後】平成28年12月14日まで

## 経営安定関連保証5号の指定業種について

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づくセーフティネット保証5号について、新たに平成28年10月1日から平成28年12月31日まで（平成28年度第3四半期分）の指定業種が中小企業庁より公表されましたのでお知らせします。

1. 指定業種 236業種
2. 指定期間 平成28年10月1日から平成28年12月31日まで

指定業種の詳細については、中小企業庁のホームページでご確認ください。

<中小企業庁HP> [http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

### [企業認定基準]

指定業種に属する事業を行う中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- イ) 最近3カ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者。
- ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

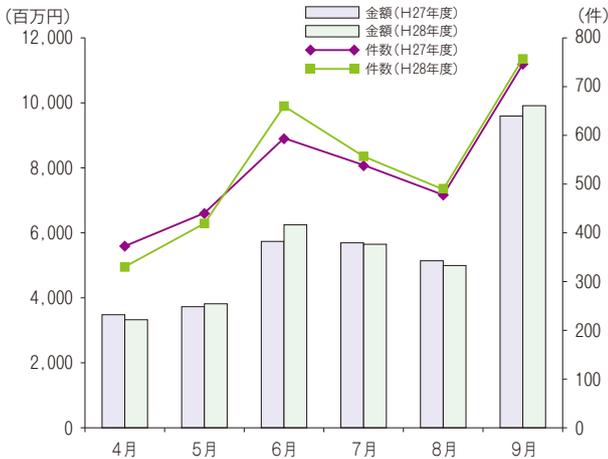
# 平成28年度 上半期事業実績

平成28年度の上半期事業実績（平成28年4月～平成28年9月）は下記の通りです。

## 保証実績

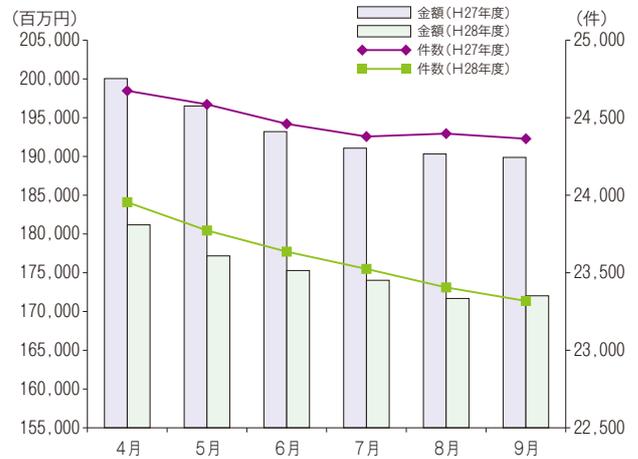
保証承諾は対前年同期比101%と前年実績を上回り、保証債務残高は対前年同期比90%と前年実績を下回る

### ◆保証承諾



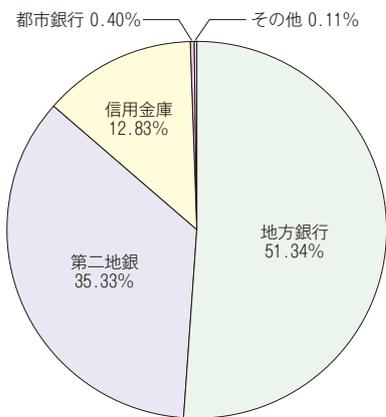
保証承諾件数は3,214件、金額は33,823百万円となり、対前年同期比は件数で101.13%、金額で101.38%と増加した。

### ◆保証債務残高



保証債務残高（平成28年9月末）は、件数23,318件、金額は172,000百万円となり、対前年同期比は件数で95.71%、金額で90.59%と下回って推移した。

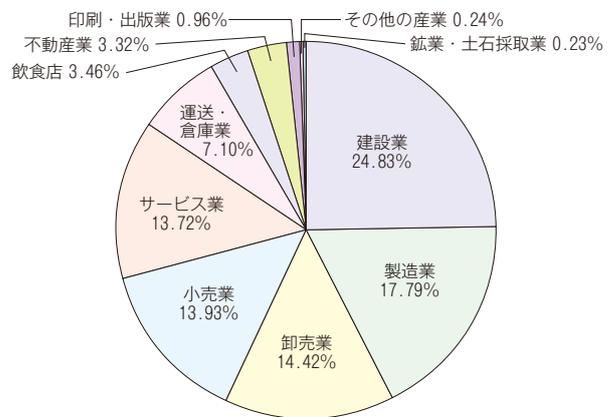
### ◆金融機関群別保証承諾（金額）



金融機関群別保証承諾における構成比は、地銀51.34%、第二地銀35.33%、信用金庫12.83%、都銀0.40%となった。

対前年同期比は地銀131.14%、信用金庫103.15%、第二地銀76.40%、都銀58.44%となった。

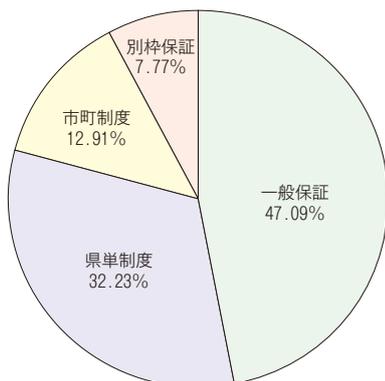
### ◆業種別保証承諾（金額）



業種別保証承諾における構成比は、建設業24.83%、製造業17.79%、卸売業14.42%、小売業13.93%と続いた。

対前年同期比はその他の産業127.75%、印刷・出版業125.72%、飲食店108.94%、製造業108.33%、サービス業102.54%と続いた。

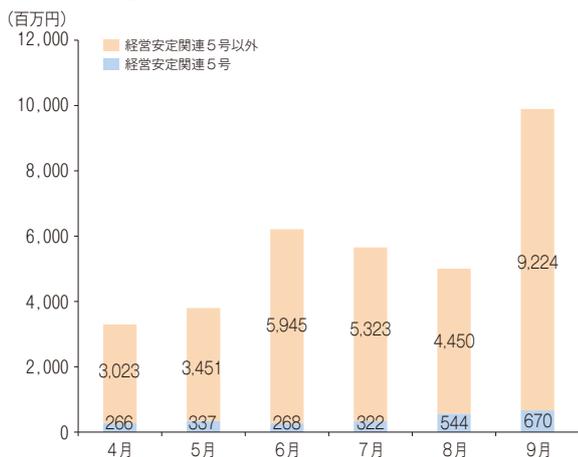
### ◆保証制度別保証承諾（金額）



保証制度別保証承諾における構成比は、一般保証47.09%、県単制度32.23%、市町制度12.91%、別枠保証7.77%となった。

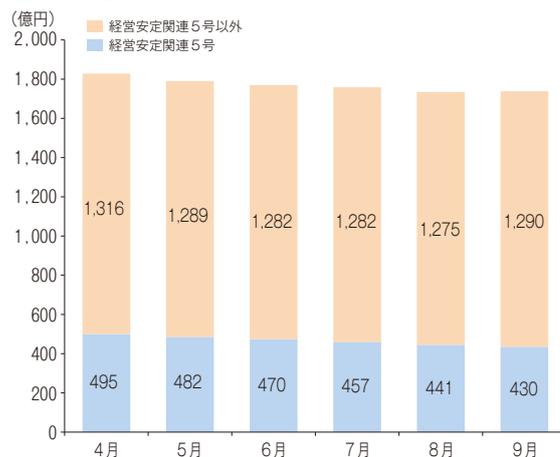
対前年同期比は県単制度134.38%、一般保証97.58%、市町制度93.23%、別枠保証61.89%となった。

### ◆経営安定関連5号の保証承諾月別推移(金額)



経営安定関連5号の保証承諾は2,406百万円、全承諾に占める割合は7.11%となった。

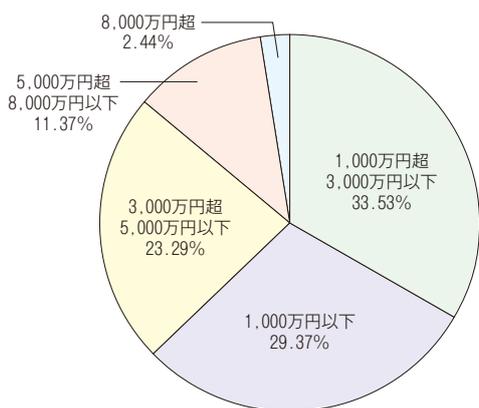
### ◆経営安定関連5号保証債務残高月別推移(金額)



(注) 経営安定関連5号には、全国緊急保証制度として保証債務残高があるものを含む。

保証債務残高に占める経営安定関連5号(緊急保証含む)の割合は、平成28年3月末時点で27.55%であったが、5号指定業種減少の影響により平成28年9月末時点で25.00%まで減少している。

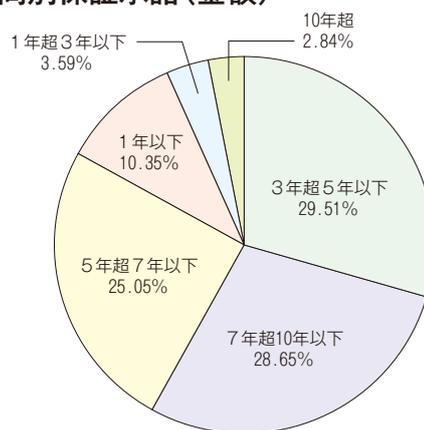
### ◆金額別保証承諾(金額)



金額別保証承諾における構成比は、1,000万円超3,000万円以下33.53%、1,000万円以下29.37%、3,000万円超5,000万円以下23.29%、5,000万円超8,000万円以下11.37%、8,000万円超2.44%となった。

対前年同期比は、3,000万円超5,000万円以下126.66%、1,000万円超3,000万円以下114.51%、1,000万円以下105.17%、5,000万円超8,000万円以下61.23%、8,000万円超54.28%となった。

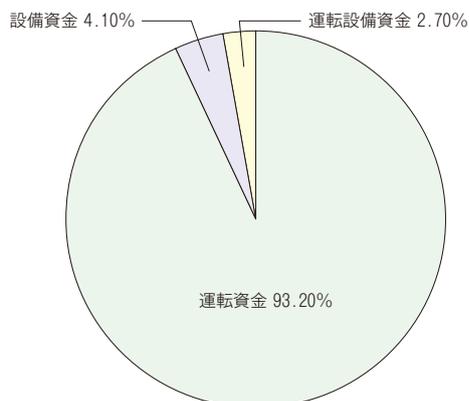
### ◆期間別保証承諾(金額)



期間別保証承諾における構成比は、3年超5年以下29.51%、7年超10年以下28.65%、5年超7年以下25.05%、1年以下10.35%と続いた。

対前年同期比は、10年超417.35%、7年超10年以下136.60%、5年超7年以下109.72%、3年超5年以下103.00%と続いた。

### ◆資金用途別保証承諾(金額)



資金用途別保証承諾における構成比は、運転資金93.20%、設備資金4.10%、運転設備資金2.70%となった。

対前年同期比は、設備資金121.82%、運転設備資金107.13%、運転資金100.48%となった。

### ◆金融機関店舗別新規先保証件数

(平成28年4月～平成28年9月保証承諾分)

No	金融機関	支店	件数
1	愛媛銀行	本店営業部	16
2	愛媛銀行	大街道支店	12
3	愛媛銀行	西条支店	10
4	愛媛銀行	今治支店	9
5	愛媛信用金庫	本店営業部	7
5	伊予銀行	今治支店	7
5	愛媛銀行	来住支店	7
5	愛媛銀行	波止浜支店	7
5	伊予銀行	三島支店	7
5	愛媛信用金庫	今治支店	7
5	愛媛信用金庫	川之江支店	7
5	愛媛銀行	末広町支店	7
5	愛媛銀行	久米支店	7

## 返済条件緩和にかかる貸付条件変更承諾実績

返済条件の変更のみの条件変更件数は88.36%となった。

(単位:件、百万円)

	平成27年度上半期		平成28年度上半期	
	実績	対前年同期比	実績	対前年同期比
件数	1,168	94.50%	1,026	87.84%
金額	12,582	89.91%	11,118	88.36%

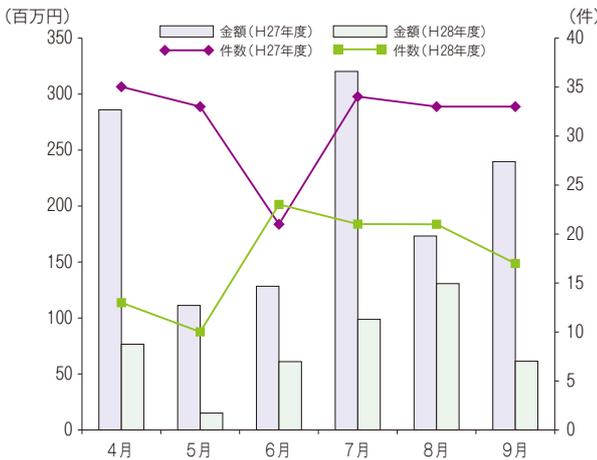
※上記実績値は全国信用保証協会連合会の集計値による。

返済緩和承諾実績は、件数1,026件、金額は11,118百万円で、対前年同期比は件数で87.84%、金額で88.36%と減少した。

## 事故実績

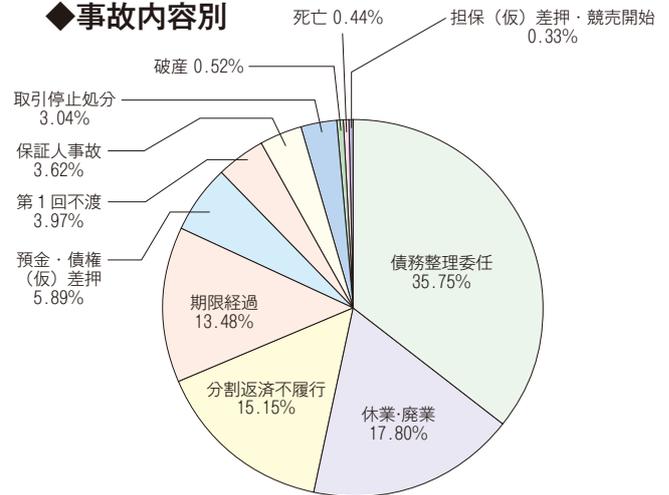
事故受付金額は443百万円、対前年同期比35.21%と前年度実績を下回る

### ◆事故受付



事故報告受付は、件数105件、金額は443百万円となり、対前年同期比は件数で55.56%、金額で35.21%と低調に推移した。

### ◆事故内容別



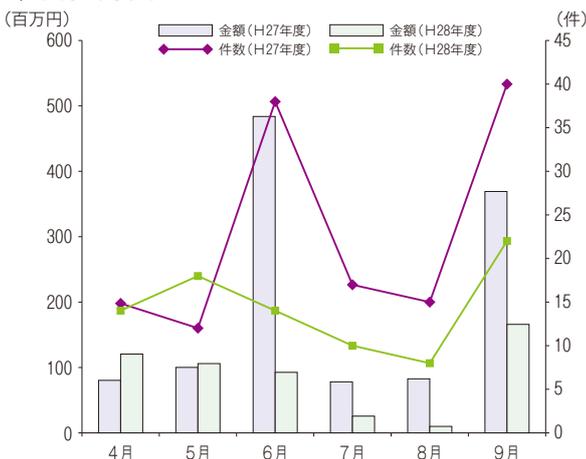
事故内容別における構成比は、債務整理委任35.75%、休業・廃業17.80%、分割返済不履行15.15%と続いた。

対前年同期比は、預金・債権(仮)差押299.78%、休業・廃業110.23%、債務整理委任73.50%と続いた。

## 代位弁済

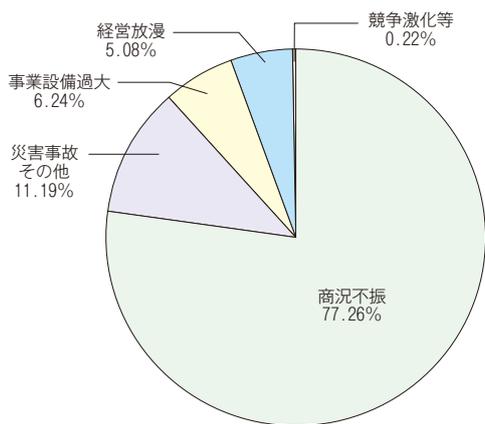
代位弁済金額は519百万円、対前年同期比43.48%と前年実績を下回る

### ◆代位弁済



代位弁済件数は86件、金額は519百万円となり、対前年同期比は件数で62.77%と前年実績を下回り、金額も43.48%と前年実績を下回った。

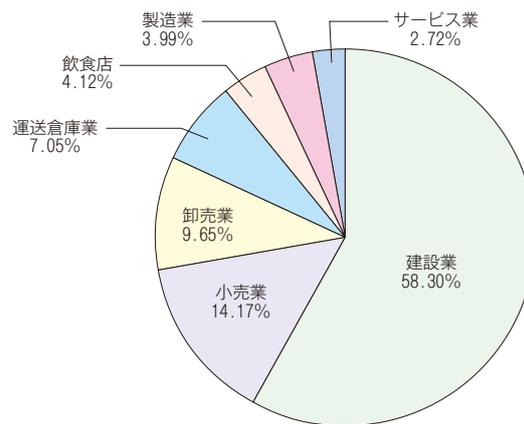
### ◆原因別代位弁済(金額)



原因別代位弁済における構成比は、商況不振77.26%、災害事故その他11.19%、事業設備過大6.24%と続いた。

対前年同期比は、災害事故その他77.80%、事業設備過大62.82%、商況不振49.95%と続いた。

### ◆業種別代位弁済(金額)



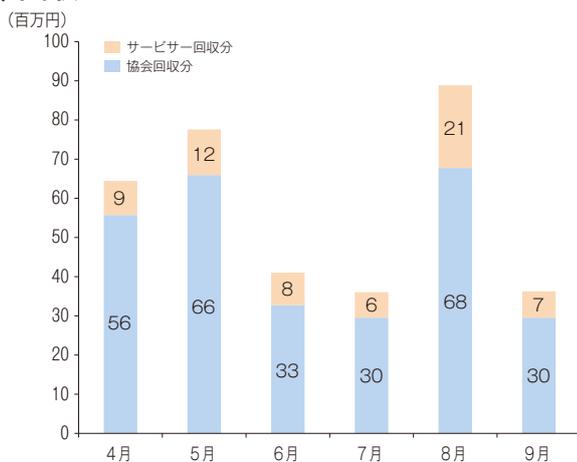
業種別代位弁済における構成比は、建設業58.30%、小売業14.17%、卸売業9.65%と続いた。

対前年同期比は、建設業425.52%、飲食店83.95%、卸売業58.90%と続いた。

## 回収

回収金額は344百万円、対前年同期比84.34%と減少

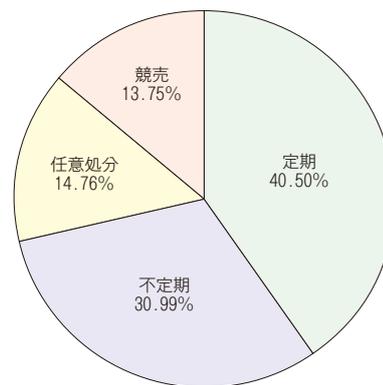
### ◆回収



回収金額は344百万円となり、対前年同期比84.34%と前年同期を下回った。

回収金額のうち協会回収金額は281百万円となり、対前年同期比90.31%と前年同期を下回った。

### ◆回収内訳



回収内容における構成比は、定期40.50%、不定期30.99%、任意処分14.76%、競売13.75%となった。

対前年同期比は、競売113.28%、定期100.55%は前年同期を上回り、不定期69.47%、任意処分68.55%は前年同期を下回った。

## おわりに

足元の県内経済は、景気回復へ足踏みが続く中、個人消費や住宅投資が持ち直しつつあり、緩やかに回復しています。しかし、一方で企業の生産活動が一部弱めの動きも見られています。

中小企業・小規模事業者においては、地域間格差もありますが企業間の競争激化に加え人件費や資材などのコストアップが業績拡大の足かせとなっており、景気回復の実感が乏しいのが実情です。

そのような中、平成28年度上期の保証実績は、昨年12月に創設した「地域産業応援保証（通称：すごサボ）」及び本年5月に創設した新商品「事業成長支援保証（通称：まるサボ2000）」等により保証利用の増加を図りましたが、結果として保証承諾は件数・金額ともに対前年同期比でやや増加したものの、保証債務残高は対前年同期比で10%程度の減少となりました。

金融機関の貸出姿勢が引き続き積極的で、各金融機関が低金利による融資競争を激化させている状況下、中小企業・小規模事業者にとって信用保証料の割高感がネックとなっており保証利用減少の一つの大きな要因ではないかと考えています。

一方、平成28年度上期の代位弁済実績は、対前年同期比では大幅

な減少となっており、引続き沈静化傾向にあります。

中小企業金融円滑化法終了後も、金融機関の返済緩和に対する姿勢に大きな変化はみられず、当協会における条件変更による返済緩和実績も、引き続き高水準で推移しました。

このような金融機関の柔軟な対応が企業の倒産抑制に寄与している要因と考えられます。

しかしながら、こういった企業の中には、抜本的な経営改善が先送りされている企業や延命策で破綻を凌いできた企業も依然として見受けられ、再建見込みの立たない企業を中心に代位弁済の増加が懸念されるどころです。

このような問題を抱える企業には、認定経営革新等支援機関と連携した国の支援施策や保証制度等の積極的な推進を図り中小企業金融の円滑化に取り組んでまいります。

また、業況の悪化した中小企業・小規模事業者に対しては、早期に実態把握に努めるとともに、中小企業支援機関との連携、専門家等の積極的な活用により経営支援・再生支援等に取り組み、少しでも顧客に寄り添った支援を行うことで代位弁済の抑制に努めていく所存です。



愛媛県信用保証協会

## 協会職員紹介⑥

# 今治支所を紹介します。

《質問項目》 ①出身地 ②座右の銘 ③趣味・特技 ④愛媛のおすすめしたいところ ⑤最近ハマっていること

### 今治支所【支所の紹介・挨拶】

平素は当協会の業務にご支援・ご協力を賜り、誠に有難うございます。当支所は、今治市と上島町を業務エリアとして、職員8名で担当しております。保証債務残高の規模は、当協会全体の約16%。今治は、タオル製造業や造船・海運業を中心に発展した産業都市。そして1999年に「瀬戸内しまなみ海道」が開通したことで中国の流通拠点となっています。今治は「商人」の街。取引条件や金利には敏感で、正直、超低金利下、保証料の割高感で保証は伸び悩んでおります。しかし、金融相談をはじめ経営支援・創業支援などより多くのサービスを提供して域内の中小企業者の皆様にお役に立てるよう努力しておりますので、お気軽にご相談ください。



【支所長】  
和泉 省吾

- ①松山市…小学校3年生の時に、旧北条市栗井地区に移り住みました。栗井の海岸でアサリや蟹を採ったり、蓮華畑で蜜蜂を捕まったり、山に探検に行ったりと、海と田舎と山に囲まれた自然豊かな田舎で多感な幼少期を過ごしました。実家に戻れば、今でも潮の香りや稲刈りの匂いを嗅ぐと、少年時代の懐かしい記憶が蘇ります。
- ②「僕の前に道はない。僕の後ろに道は出来る。」  
—高村光太郎「道程」— …自らの進む道を、自分の力で、歩け、歩けと背中を押してくれる言葉です。
- ③洋楽…本格的に興味を抱き始めたのは、大学生の頃。最初は、ジョン・レノンとザ・バンドに衝撃を受けたことが洋楽人生のスタート。ジャンルは、ポップス、ロック、ジャズ、R&B、ブルース、レゲエ、オルタナ、ボサノバ、カントリー等々、ワールドワイドでいささか自分でもポリシーのないのかな〜、と守備範囲が広すぎ。アナログレコードに始まりCDコレクターとなり、〇千枚というお宝に囲まれて、音楽に浸っている時間が至福のひと時。現在では、音楽配信 (apple music) にも手を染め、無限大のmusicに対して、聴く時間に限りがあるのが悩みです。賢資金時代です！



【副支所長】  
野口 康隆

- ①新居浜市大生院 (本職：上本郷太鼓台) …西条インターチェンジが近く、松山までとばせば30分という好立地。県立総合科学館があり、銚子の滝を含めて深谷の美しい湖井川が流れる、風光明媚な土地です。また、飯積神社の祭礼である太鼓祭りもあります。土地は5万円/坪と安く、移住者募集中です。
- ③ツーリング…10代よりバイクに乗り続け、八重山諸島を含め西日本は走りつくした長距離ライダーです。4月から今治支所に異動になり、中国地方を走りたくてうずうずしています。有休とっていいですか、所長？
- ⑤シングルモルト、ワイン…異動時に、饒別に頂いたワインセラーが大活躍。シングルモルトもアイラから始まり多数所有。松本町、共栄町をうろろしているの、見かけたらそっとしておいてください。



【係長】  
村上 良平

- ①今治市…昨年度より地元勤務です。今治支所の隣にある小学校は母校…でしたが、赴任直前の昨年3月末をもって閉校となってしまいました… (>.<)
- ②“苦しんだから報われると思うな” …同じ苦しむにしても考えて苦しまないと…と、イチローが若いころに言っていました。
- ④今治のおすすめしたいところ  
今治銀座商店街…私が幼いころは、東京の銀座にも負けない(?)賑わいがありました。その後、人通りも減ってしまい、淋しい雰囲気となってしまいました。しかし最近、商店街で育った若い人々を中心に様々なイベントを開催したり、創業したりする人が増えています！元気を取り戻しはじめている今治の“ザギン”へ、ぜひお越しください。



【主事】  
山本 亮

- ②【無理と判断するのは成功するより難しい】…無理と判断できるのはすべてのことをやり尽くしてからでないといけない。大抵のことはすべてをやり尽くす前に成功できるという意味です。尊敬する方の口癖が「何事にも前向きに」でした。そんな言葉を聞くうちに座右の銘となりました。
- ③大画面で見る「You Tube」観賞…仕事にも役立つ素敵な雑学情報があふれます。
- ⑤【そらともり】のBBQと岩盤浴…身も心も洗われ、明日への活力となります！



【主事】  
川中 佳大

- ①北条市…現在は松山市に編入合併されてしまいましたが、海水浴場やゴルフ場が多くある県内屈指のリゾート地です。
- ③野球観戦・ドライブ…カーブファンです。もちろん車はMAZDA車に乗ってます。
- ⑤食事…好き嫌いがなく何でも食べます。しかし、近年は体が一回り大きくなったので、「減量しなければ…」と言い聞かせてます。



【書記】  
中野 明

- ①松山市…湯田地区。高校卒業まで過ごした町。高校卒業後は香川、高知、福岡と県外での生活が続きましたが、山に囲まれた地元が一番落ち着きます。
- ②為せば成る…柔道部時代からの座右の銘。最近いろいろなことを為しに成っております。
- ⑤釣り…最近釣りを始めました。土日の朝6〜9時くらいに北条周辺で釣っています。



【専門員】  
青野 順子

- ①今治市…来島海峡の美味しい魚を食べて育ちました。
- ②待てば海路の日和あり
- ④風光明媚なしまなみ海道と今治鉄板やきとり。「はち八」の肝ステーキは絶品です。



【審議役】  
二宮 正文

- ①今治市…生まれも育ちも今治です。今は人気の西中校区、家の裏をへんろ道が通り、田んぼが広がり、のどかな田園風景だったのが、今は家の前をしまなみ海道が走っています。最近では車どころか猪までもが我が物顔で闊歩しています。
- ③写真、ゴルフ、旅行…写真 今のカメラでアナログからデジタルまで7台目、以前はフォトコンに応募していましたが最近では全然していません。ゴルフは会員になっていますが全然うまくなりません。ゴルフ場で飲むお酒のせいかも知れません？旅行 最近行った所で良かったのは、アンコールワット、ハロン湾が記憶に残っています。これからも世界遺産を少しも廻りたいと思っています。
- ⑤お寺参り…近畿一円に点在し和歌山県那智山青岸渡寺から岐阜県谷汲山華嚴寺まで、お四国に比べお寺が立派でそれぞれに歴史があり、お参りしていると心が癒されます。あと10ヶ寺頑張らなくては。

# Q & A

よくある質問



既存の設備資金としての保証付借入金を借換することはできますか。その際、資金用途は運転資金・設備資金のどちらになりますか。

**お答えいたします。**

申込人の資金繰りの改善、享受メリット等が認められる場合には、設備資金であっても借換をすることが可能です。

ただし、資金用途は運転資金となり、保証期間は運転資金としての期間が上限となるため注意が必要となります。



信用保証委託申込書に係る「従業員」の記載について、法人の場合、家族は「常用（役員・家族）」欄に含めてよいのでしょうか。

**お答えいたします。**

法人の場合、家族は関係なく役員であるか否かの判断になります。商業登記簿謄本・決算書を見て家族であっても非役員の場合は「常用（役員・家族除く）」への記載となります。



保証対象業種と非対象業種を兼業している場合の保証対応について教えてください。

**お答えいたします。**

借入金が保証対象業種に係る事業資金でなければならないため、保証対象業種に係る資金として特定出来る書類（請求書等）の写しを徴求し、貸付実行後に領収書もしくはそれに変わる書類（送金票等）の写しを徴求することで対応しています。



法人成り企業において、許認可名義の名義が法人成り前の経営者個人名義のままである場合、保証申込は可能ですか。

**お答えいたします。**

原則として、法人名義で許認可の取り直しが必要です。ただし、環境衛生関係の事業（食料品製造業、食料品販売業、飲食店、喫茶店営業、興行業営業、旅館業及び浴場業に限る。）並びに酒類



保証協会で恒常運転資金（短コロ）の取り組みは可能ですか。

**お答えいたします。**

無担保での取り組みは基本的にできません。なお、一部の保証商品では無担保でも取り組みが可能となっていますが、商品の要件を欠いた場合は、更新することができません。（恒常運転資金が利用可能な商品）  
中小企業金融円滑化保証（スムーズ8000）  
優良ランク保証（バリュー5000）  
優良ランク保証II（グッド3000）  
地域産業応援保証（すごサポ）



保証期間が〇〇か月と記載された保証書を受領しました。この場合、自動的に返済日は貸付日の応答日の前日ということになると理解していますが、貸付日が1日の場合の返済日はどうなりますか。例えば、3月1日実行の場合は、返済日は31日、4月1日実行の場合は毎月30日になるのでしょうか。

**お答えいたします。**

間違われているケースが散見されますが、1日貸付実行の場合は、実行月に拘わらず毎月末日が返済日となりますので、ご注意ください。



条件変更（返済緩和）の変更保証書の発行について、決定後変更保証書の発行はいつでもできるのか？

**お答えいたします。**

- ・変更時に内入がある場合は、必ず変更保証書発行日と同日の内入が必要です。
- ・返済条件の変更の場合、変更保証書は変更後、第1回返済日の前日迄しか発行出来ません。第1回返済日の同日迄に必ず変更実行して下さい。



保証協会団信加入者の住所変更手続きについて  
法人及び個人の住所が変更した場合どのような手続きが必要になりますか。

**お答えいたします。**

「申込書兼告知書」の記載内容に変更がある場合、再提出が必要になります。ただし、告知内容の記入は不要です。また、この場合、「団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書」は作成不要です。



販売業および酒類製造業である場合には、許認可の名義が法人成り前に経営者個人名義のままであっても差し支えありません。（次回更新時には、法人名義で取得するよう指導して下さい。）

# 今月の保証概況 (平成28年9月)

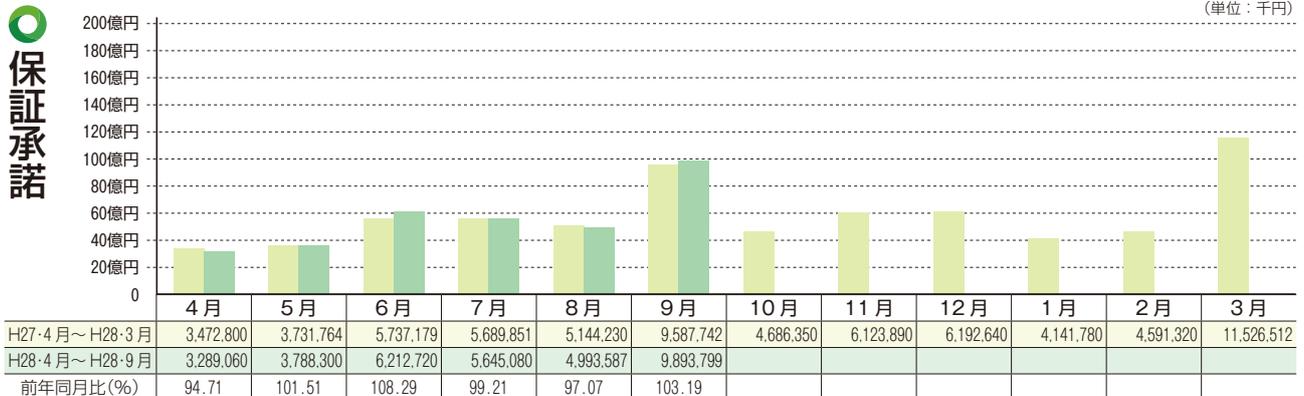
## 実績

(単位：千円)

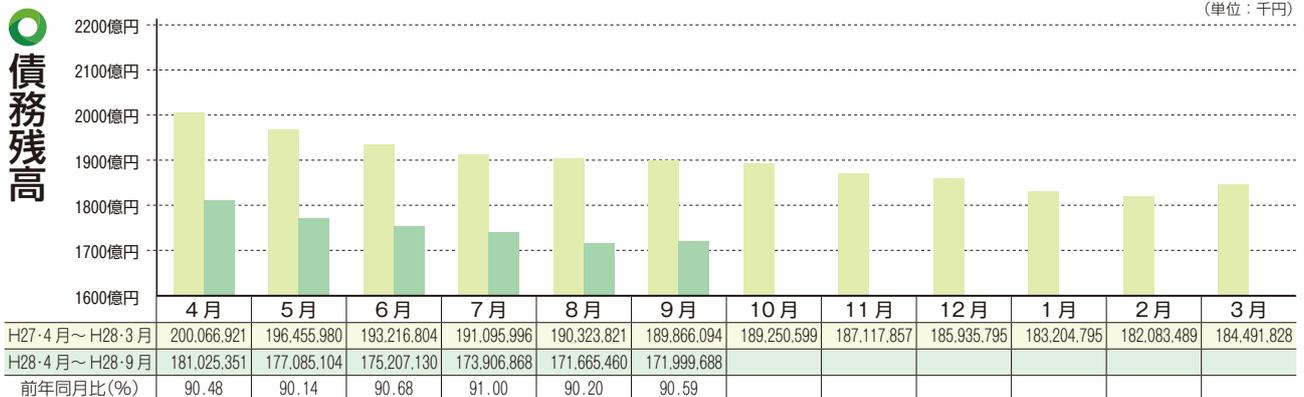
区分	当月中				当月末			
	件数	金額	対前年同月比(%)		件数	金額	対前年同月比(%)	
			件数	金額			件数	金額
保証申込	743	9,212,649	99.46	94.40	3,307	34,464,676	100.85	99.02
保証承諾	756	9,893,799	100.80	103.19	3,214	33,822,546	101.13	101.38
保証債務残高	—	—	—	—	23,318	171,999,688	95.71	90.59
代位弁済	22	165,678	55.00	44.86	86	519,396	62.77	43.48

## 推移グラフ

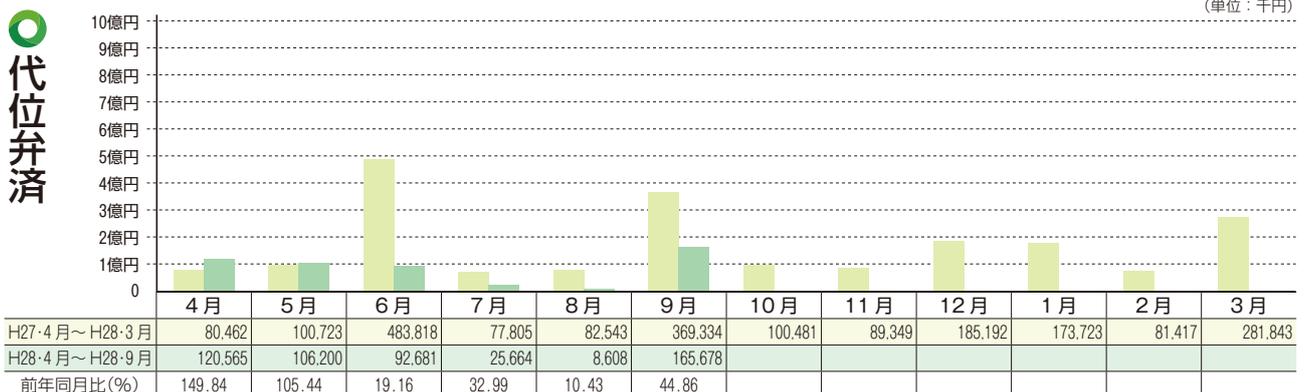
(単位：千円)



(単位：千円)



(単位：千円)



# 本・支所別保証状況 金融機関別保証状況

保証状況  
E-HIME GUARANTEE

## 本・支所別保証状況 (平成 28 年 9 月分)

(単位：千円)

区分	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)
本所	357	4,440,649	82.96	1,514	15,985,886	100.86	11,005	78,813,582	91.54	10	138,120	104.25	41	268,594	41.01
新居浜	161	1,894,600	125.39	706	6,828,050	98.22	5,150	39,327,184	87.45	12	27,557	27.55	21	77,167	30.02
今治	121	1,847,300	111.04	508	5,205,390	96.33	3,433	26,353,056	89.39	0	0	-----	3	25,510	51.82
八幡浜	59	766,300	171.59	242	3,153,000	114.98	1,833	15,479,088	94.60	0	0	0.00	7	86,266	58.28
宇和島	58	944,950	153.95	244	2,650,220	109.65	1,897	12,026,778	92.87	0	0	0.00	14	61,861	72.36
合計	756	9,893,799	103.19	3,214	33,822,546	101.38	23,318	171,999,688	90.59	22	165,678	44.86	86	519,396	43.48

## 金融機関別保証状況 (平成 28 年 9 月分)

(単位：千円)

	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
銀行	伊予	274	4,507,300	1,103	15,164,100	44.83	9,225	85,539,903	49.73	8	61,882	32	231,485	44.57	
	四国	5	120,500	27	564,500	1.67	237	2,243,075	1.30	0	0	0	0	0.00	
	百十四	13	273,000	37	691,300	2.04	321	2,754,161	1.60	0	0	1	1,020	0.20	
	阿波	2	17,500	3	25,500	0.08	47	498,469	0.29	0	0	0	0	0.00	
	広島	16	138,200	78	833,500	2.46	662	5,710,220	3.32	0	0	0	0	0.00	
	中国	0	0	0	0	0.00	26	279,555	0.16	0	0	0	0	0.00	
	山口	1	5,500	6	86,000	0.25	52	877,742	0.51	0	0	0	0	0.00	
	西日本	0	0	0	0	0.00	2	8,929	0.01	0	0	0	0	0.00	
	みずほ	1	55,000	2	85,000	0.25	26	497,051	0.29	0	0	0	0	0.00	
	りそな	0	0	0	0	0.00	1	25,010	0.01	0	0	0	0	0.00	
	三井住友	0	0	0	0	0.00	13	68,203	0.04	0	0	0	0	0.00	
	三菱東京	1	30,000	3	50,000	0.15	16	218,223	0.13	0	0	0	0	0.00	
	三井住友信託	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	あおぞら	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	愛媛	290	3,340,639	1,134	10,707,239	31.66	6,914	46,030,744	26.76	10	92,695	31	230,572	44.39	
	香川	11	77,700	61	645,900	1.91	722	5,822,827	3.39	2	7,438	4	10,114	1.95	
	高知	6	79,800	36	385,717	1.14	211	1,337,448	0.78	0	0	0	0	0.00	
徳島	4	104,000	20	204,000	0.60	116	706,078	0.41	0	0	0	0	0.00		
もみじ	0	0	1	5,000	0.01	4	8,654	0.01	0	0	0	0	0.00		
小計	624	8,749,139	2,511	29,447,756	87.07	18,595	152,626,292	88.74	20	162,015	68	473,191	91.10		
信用金庫	愛媛	105	873,460	578	3,505,170	10.36	3,463	14,490,094	8.42	2	3,663	12	29,857	5.75	
	川之江	3	20,000	22	202,500	0.60	154	819,834	0.48	0	0	0	0	0.00	
	東予	8	76,700	47	245,500	0.73	350	1,269,555	0.74	0	0	0	0	0.00	
	宇和島	13	156,000	51	381,120	1.13	683	2,128,947	1.24	0	0	5	11,074	2.13	
	観音寺	1	2,500	2	4,500	0.01	3	10,894	0.01	0	0	0	0	0.00	
	信金中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
小計	130	1,128,660	700	4,338,790	12.83	4,653	18,719,324	10.88	2	3,663	17	40,932	7.88		
朝銀西	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
県信連	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
単一農協	0	0	0	0	0.00	7	13,044	0.01	0	0	0	0	0.00		
県信漁連	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
農林中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
商工中金	2	16,000	3	36,000	0.11	63	641,028	0.37	0	0	1	5,273	1.02		
損保・生保	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
労働金庫	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
その他	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
小計	2	16,000	3	36,000	0.11	70	654,072	0.38	0	0	1	5,273	1.02		
合計	756	9,893,799	3,214	33,822,546	100.00	23,318	171,999,688	100.00	22	165,678	86	519,396	100.00		

# 業種別保証状況

業種別保証状況 (平成 28 年 9 月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済				
	当 月 中		当 月 末			当 月 末			当 月 中		当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比	件数	金 額	件数	金 額	構成比
製 造 業	128	2,172,654	487	6,016,394	17.79	3,816	36,677,323	21.32	2	3,654	7	20,744	3.99
食 料 品 工 業	23	370,000	62	766,600	2.27	562	5,554,987	3.23	0	0	0	0	0.00
織 維 品 工 業	12	215,000	67	1,220,780	3.61	463	5,727,553	3.33	0	0	0	0	0.00
木 材 ・ 木 製 品 工 業	5	142,554	18	269,054	0.80	146	1,972,899	1.15	0	0	2	13,273	2.56
家 具 ・ 建 具 工 業	3	21,000	12	79,900	0.24	95	462,033	0.27	0	0	0	0	0.00
紙 ・ 工 業	6	130,000	26	445,000	1.32	221	3,065,691	1.78	2	3,654	2	3,654	0.70
製 版 ・ 製 本 業	1	5,000	1	5,000	0.01	16	100,291	0.06	0	0	0	0	0.00
化 学 工 業	0	0	0	0	0.00	17	380,308	0.22	0	0	0	0	0.00
石 油 石 炭 製 品 工 業	0	0	0	0	0.00	1	17,500	0.01	0	0	0	0	0.00
ゴ ム ・ プ ラ ス チ ッ ク 工 業	3	35,000	10	64,000	0.19	65	572,199	0.33	0	0	0	0	0.00
ゴ ム 製 品 製 造 業	0	0	0	0	0.00	5	56,835	0.03	0	0	0	0	0.00
皮 革 工 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
窯 業	4	50,800	18	133,900	0.40	118	1,409,935	0.82	0	0	1	1,043	0.20
機 械 工 業	12	270,500	49	812,400	2.40	502	5,520,211	3.21	0	0	0	0	0.00
電 気 機 器 工 業	5	158,500	17	333,000	0.98	117	1,406,199	0.82	0	0	0	0	0.00
車 輜 工 業	0	0	3	21,500	0.06	14	174,685	0.10	0	0	0	0	0.00
船 舶 工 業	8	170,000	14	241,000	0.71	114	1,461,377	0.85	0	0	0	0	0.00
金 属 工 業	19	371,500	70	692,700	2.05	452	4,246,158	2.47	0	0	0	0	0.00
ソ フ ト ウ ェ ア 業	4	50,500	16	174,300	0.52	141	1,037,112	0.60	0	0	1	1,741	0.34
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	0	0	1	5,000	0.01	4	13,757	0.01	0	0	0	0	0.00
農 林 漁 業	0	0	4	66,000	0.20	10	109,148	0.06	0	0	0	0	0.00
そ の 他 の 工 業	23	182,300	99	686,260	2.03	753	3,388,446	1.97	0	0	1	1,033	0.20
鋳 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
土 石 採 取 業	1	10,000	5	77,000	0.23	40	452,884	0.26	0	0	0	0	0.00
木 材 伐 出 業	0	0	0	0	0.00	4	9,527	0.01	0	0	0	0	0.00
建 設 業	192	2,108,850	844	8,398,300	24.83	5,856	40,412,234	23.50	10	130,127	31	302,790	58.30
卸 売 業	100	1,767,300	347	4,875,700	14.42	2,513	22,230,844	12.92	2	8,994	10	50,108	9.65
小 売 業	112	1,169,300	491	4,712,717	13.93	3,539	22,243,083	12.93	4	7,172	21	73,623	14.17
飲 食 店	38	233,500	241	1,169,060	3.46	1,525	5,109,787	2.97	3	14,483	8	21,388	4.12
不 動 産 業	23	297,200	81	1,124,510	3.32	584	4,962,546	2.89	0	0	0	0	0.00
運 送 業	32	793,600	126	2,378,590	7.03	1,033	13,330,649	7.75	1	1,248	4	36,640	7.05
貨 物 運 送 取 扱 業	0	0	0	0	0.00	1	884	0.00	0	0	0	0	0.00
倉 庫 業	1	24,000	1	24,000	0.07	16	96,804	0.06	0	0	0	0	0.00
物 品 預 り ・ 駐 車 場 業	0	0	1	5,000	0.01	10	45,550	0.03	0	0	0	0	0.00
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	0	0	3	16,000	0.05	49	535,580	0.31	0	0	0	0	0.00
印 刷 業	5	50,500	23	269,700	0.80	197	1,559,924	0.91	0	0	0	0	0.00
出 版 業	1	50,000	3	54,400	0.16	22	174,998	0.10	0	0	0	0	0.00
サ ー ビ ス 業	119	1,198,895	541	4,639,775	13.72	3,982	23,918,139	13.91	0	0	5	14,102	2.72
物 品 賃 貸 業	5	155,000	13	214,000	0.63	96	750,366	0.44	0	0	0	0	0.00
宿 泊 業	4	62,000	14	201,000	0.59	129	1,974,899	1.15	0	0	0	0	0.00
洗 濯 ・ 理 美 容 ・ 浴 場 業	21	57,260	77	388,370	1.15	567	1,925,390	1.12	0	0	0	0	0.00
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	3	29,400	10	90,020	0.27	87	827,247	0.48	0	0	0	0	0.00
旅 行 業	1	32,000	3	36,500	0.11	38	138,905	0.08	0	0	0	0	0.00
映 画 ・ 娯 楽 業	3	80,000	13	143,400	0.42	59	419,965	0.24	0	0	0	0	0.00
広 告 業	2	8,000	11	52,000	0.15	117	721,271	0.42	0	0	0	0	0.00
放 送 業	0	0	0	0	0.00	3	2,346	0.00	0	0	0	0	0.00
情 報 通 信 サ ー ビ ス 業	2	8,000	4	12,000	0.04	32	106,939	0.06	0	0	0	0	0.00
運 輸 サ ー ビ ス 業	1	3,000	4	30,000	0.09	40	201,190	0.12	0	0	0	0	0.00
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	0	0	1	1,000	0.00	17	65,301	0.04	0	0	0	0	0.00
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	6	30,500	46	356,300	1.05	338	2,007,802	1.17	0	0	0	0	0.00
専 門 サ ー ビ ス 業	16	88,000	51	179,900	0.53	488	1,064,125	0.62	0	0	1	180	0.03
技 術 サ ー ビ ス 業	8	77,700	56	393,150	1.16	327	1,458,610	0.85	0	0	0	0	0.00
医 療 ・ 福 祉 業	32	449,900	174	2,119,500	6.27	1,097	8,951,327	5.20	0	0	0	0	0.00
廃 棄 物 処 理 業	8	86,835	28	281,135	0.83	261	1,909,427	1.11	0	0	3	13,639	2.63
教 育 ・ 学 習 支 援 事 業	4	14,500	16	76,600	0.23	114	589,130	0.34	0	0	0	0	0.00
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	3	16,800	20	64,900	0.19	172	803,900	0.47	0	0	1	284	0.05
保 険 媒 介 代 理 業	3	13,000	18	53,600	0.16	116	200,901	0.12	0	0	0	0	0.00
郵 便 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
通 信 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
イ ン タ ー ネット 付 随 サ ー ビ ス 業	1	5,000	2	7,800	0.02	15	38,031	0.02	0	0	0	0	0.00
合 計	756	9,893,799	3,214	33,822,546	100.00	23,318	171,999,688	100.00	22	165,678	86	519,396	100.00

※平成 24 年 10 月分統計より業種区分を変更したため、業種によっては変更前後での累計値等が一致しない場合があります。

## 金額別保証状況 (平成28年9月分)

(単位:千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
1000 以下	85	73,800	382	339,430	1.00	2,355	1,237,857	0.72
1000 超 2000 以下	77	139,935	392	701,465	2.07	2,628	2,786,190	1.62
2000 超 3000 以下	89	256,010	395	1,141,370	3.37	2,919	5,026,883	2.92
3000 超 5000 以下	158	745,100	741	3,468,410	10.25	5,738	16,620,140	9.66
5000 超 10000 以下	115	1,003,900	498	4,283,268	12.66	3,632	19,096,728	11.10
10000 超 15000 以下	44	604,249	196	2,672,949	7.90	1,310	11,715,579	6.81
15000 超 20000 以下	37	728,000	170	3,237,349	9.57	1,214	14,933,314	8.68
20000 超 30000 以下	60	1,686,000	195	5,430,500	16.06	1,632	29,843,809	17.35
30000 超 50000 以下	69	3,067,805	181	7,878,805	23.29	1,192	34,462,114	20.04
50000 超 60000 以下	10	589,000	27	1,561,000	4.62	223	8,476,466	4.93
60000 超 70000 以下	2	140,000	9	608,000	1.80	112	5,355,949	3.11
70000 超 80000 以下	8	640,000	21	1,675,000	4.95	256	13,566,270	7.89
80000 超 100000 以下	1	100,000	4	385,000	1.14	49	2,863,396	1.66
100000 超 120000 以下	1	120,000	2	240,000	0.71	15	1,052,799	0.61
120000 超 150000 以下	0	0	0	0	0.00	15	1,227,110	0.71
150000 超 200000 以下	0	0	1	200,000	0.59	28	3,735,085	2.17
200000 超	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00
合 計	756	9,893,799	3,214	33,822,546	100.00	23,318	171,999,688	100.00

## 期間別保証状況 (平成28年9月分)

(単位:千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
3 力月以下	12	336,000	28	456,400	1.35	13	270,000	0.16
3 力月超 6 力月以下	18	505,000	55	1,020,400	3.02	54	905,764	0.53
6 力月超 1 力年以下	35	525,754	104	2,024,271	5.98	213	4,145,635	2.41
1 力年超 2 力年以下	29	219,800	88	565,640	1.67	366	2,755,074	1.60
2 力年超 3 力年以下	50	261,800	193	649,780	1.92	1,497	3,155,331	1.83
3 力年超 4 力年以下	25	134,600	93	407,600	1.21	503	2,527,699	1.47
4 力年超 5 力年以下	368	2,547,085	1,694	9,574,035	28.31	12,751	47,048,838	27.35
5 力年超 7 力年以下	114	2,218,860	502	8,472,320	25.05	4,246	43,680,148	25.40
7 力年超 10 力年以下	98	2,939,900	428	9,690,100	28.65	3,423	61,363,439	35.68
10 力年超	7	205,000	29	962,000	2.84	252	6,147,759	3.57
合 計	756	9,893,799	3,214	33,822,546	100.00	23,318	171,999,688	100.00

## 使途別保証状況 (平成28年9月分)

(単位:千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
運 転 資 金	669	9,463,454	2,844	31,524,201	93.20	20,579	157,053,397	91.31
設 備 資 金	47	224,645	216	1,385,285	4.10	1,767	9,623,160	5.59
運 転 設 備 資 金	40	205,700	154	913,060	2.70	972	5,323,131	3.09
合 計	756	9,893,799	3,214	33,822,546	100.00	23,318	171,999,688	100.00

# 市町制度保証状況

市町制度保証状況 (平成 28 年 9 月分)

(単位：千円)

振興資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
市	四 国 中 央	30	90,600	95	294,750	478	964,469
	新 居 浜	11	34,000	58	194,700	390	808,297
	西 条	25	85,600	123	442,300	765	1,676,410
	今 治	35	91,700	170	497,750	916	1,781,661
	松 山	105	317,900	424	1,218,320	3,843	8,101,935
	東 温	5	14,500	19	56,500	128	219,302
	伊 予	0	0	0	0	26	43,814
	大 洲	12	36,500	35	107,000	208	415,691
	八 幡 浜	4	14,500	22	62,500	169	284,180
	西 予	5	20,000	21	77,300	157	324,699
宇 和 島	23	80,000	112	405,970	880	1,637,722	
	<b>小 計</b>	<b>255</b>	<b>785,300</b>	<b>1,079</b>	<b>3,357,090</b>	<b>7,960</b>	<b>16,258,180</b>
町	久 万 高 原	0	0	0	0	1	130
	内 子	2	3,300	2	3,300	24	34,470
	伊 方	1	5,000	1	5,000	2	8,838
	鬼 北	0	0	0	0	1	55
	松 野	0	0	0	0	1	2,253
	愛 南	0	0	2	4,300	15	24,516
	<b>小 計</b>	<b>3</b>	<b>8,300</b>	<b>5</b>	<b>12,600</b>	<b>44</b>	<b>70,262</b>
<b>合 計</b>		<b>258</b>	<b>793,600</b>	<b>1,084</b>	<b>3,369,690</b>	<b>8,004</b>	<b>16,328,442</b>

季節資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	0	0	1	1,000	1	800	
新 居 浜	0	0	0	0	0	0	
<b>合 計</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>1,000</b>	<b>1</b>	<b>800</b>

設備近代化資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	12	32,595	41	156,615	273	634,234	
(うち公害)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	
今 治	1	4,000	7	25,160	47	156,327	
<b>合 計</b>		<b>13</b>	<b>36,595</b>	<b>48</b>	<b>181,775</b>	<b>320</b>	<b>790,561</b>

小口資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
今 治	0	0	0	0	1	500	
<b>合 計</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>500</b>

振興資金(緊急)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
四 国 中 央	4	31,000	26	204,500	98	509,567	
新 居 浜	3	25,000	14	101,000	112	476,559	
今 治	11	98,500	47	395,500	299	1,438,985	
松 山	0	0	0	0	144	469,332	
八 幡 浜	2	13,500	6	26,500	60	254,748	
西 予	2	20,000	9	85,000	53	309,070	
<b>合 計</b>		<b>22</b>	<b>188,000</b>	<b>102</b>	<b>812,500</b>	<b>766</b>	<b>3,458,260</b>

振興資金(経営安定化)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	2	16,000	10	53,000	440	910,635	
今 治	1	10,000	5	22,000	125	244,967	
<b>合 計</b>		<b>3</b>	<b>26,000</b>	<b>15</b>	<b>75,000</b>	<b>565</b>	<b>1,155,602</b>

平成28年9月末現在における各店舗別の信用保証状況を債務残高と保証承諾をベースに「ランキングベスト10」に集計しました。

今後とも県内中小企業金融の円滑化に、一層のご協力と信用保証の利用をお願いいたします。

## 保証債務残高

Best  
**10**

前月 順位	順位	金融機関名		保証債務残高	
				件数	金額(千円)
1 →	<b>1</b>	愛媛銀行	本店営業部	520	5,918,392
3 ↗	<b>2</b>	伊予銀行	今治支店	382	4,952,687
2 ↘	<b>3</b>	伊予銀行	新居浜支店	400	4,946,145
4 →	<b>4</b>	伊予銀行	本店営業部	279	4,748,568
5 →	<b>5</b>	伊予銀行	西条支店	421	4,096,265
6 →	<b>6</b>	伊予銀行	宇和島支店	327	3,517,558
7 →	<b>7</b>	伊予銀行	本町支店	289	2,865,731
8 →	<b>8</b>	伊予銀行	八幡浜支店	222	2,838,551
9 →	<b>9</b>	伊予銀行	川之江支店	194	2,351,812
10 →	<b>10</b>	伊予銀行	大洲支店	207	2,254,679

## 保証承諾

Best  
**10**  
(当月中)

前月 順位	順位	金融機関名		保証承諾(当月中)	
				件数	金額(千円)
5 ↗	<b>1</b>	伊予銀行	今治支店	24	540,400
92 ↗	<b>2</b>	愛媛銀行	森松支店	24	455,500
25 ↗	<b>3</b>	愛媛銀行	本店営業部	22	404,500
64 ↗	<b>4</b>	愛媛銀行	宇和島支店	12	327,000
56 ↗	<b>5</b>	伊予銀行	空港通支店	14	307,900
3 ↘	<b>6</b>	伊予銀行	宇和島支店	15	272,500
156 ↗	<b>7</b>	愛媛銀行	西条支店	19	262,100
17 ↗	<b>8</b>	伊予銀行	本店営業部	10	241,000
19 ↗	<b>9</b>	伊予銀行	三島支店	9	208,500
80 ↗	<b>10</b>	伊予銀行	一万支店	8	184,000

## 保証承諾

Best  
**10**  
(当月末)

前月 順位	順位	金融機関名		保証承諾(当月末)	
				件数	金額(千円)
3 ↗	<b>1</b>	愛媛銀行	本店営業部	74	984,300
7 ↗	<b>2</b>	伊予銀行	今治支店	53	915,200
1 ↘	<b>3</b>	伊予銀行	西条支店	51	768,200
6 ↗	<b>4</b>	伊予銀行	宇和島支店	49	681,650
4 ↘	<b>5</b>	伊予銀行	新居浜支店	46	646,500
2 ↘	<b>6</b>	伊予銀行	八幡浜支店	24	605,000
56 ↗	<b>7</b>	愛媛銀行	森松支店	42	591,500
10 ↗	<b>8</b>	伊予銀行	本店営業部	23	583,000
18 ↗	<b>9</b>	愛媛銀行	宇和島支店	37	575,700
8 ↘	<b>10</b>	伊予銀行	三津浜支店	22	539,000

# 金融機関店舗別保証状況

平成 28 年 9 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
みずほ 松 山	0	0	-----	0	0	-----	11	57,142	51.02	0	0	0.00
今 治	1	55,000	51.89	1	55,000	51.89	13	357,664	145.50	0	0	0.00
高 松	0	0	-----	0	0	-----	1	53,316	82.34	0	0	0.00
難 波	0	0	-----	1	30,000	-----	1	28,929	-----	0	0	0.00
計	1	55,000	51.89	2	85,000	80.19	26	497,051	117.63	0	0	0.00
りそな 天 六	0	0	-----	0	0	-----	1	25,010	71.44	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	1	25,010	71.44	0	0	0.00
三井住友 新 居 浜	0	0	-----	0	0	-----	10	61,803	72.13	0	0	0.00
松 山	0	0	-----	0	0	-----	2	4,815	76.39	0	0	0.00
渋谷駅前	0	0	-----	0	0	-----	1	1,585	76.31	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	13	68,203	71.01	0	0	0.00
三菱東京 高松中央	0	0	0.00	0	0	0.00	7	75,481	45.26	0	0	0.00
高 松	1	30,000	37.50	3	50,000	62.50	7	132,521	235.91	0	0	0.00
大 阪 西	0	0	-----	0	0	-----	2	10,221	53.61	0	0	0.00
計	1	30,000	24.00	3	50,000	40.00	16	218,223	90.17	0	0	0.00
伊予 本 店	10	241,000	128.53	23	583,000	125.24	279	4,748,568	87.22	4	25,096	0.52
本 町	14	107,500	65.95	38	320,500	132.16	289	2,865,731	89.04	1	8,000	0.27
潮 見	3	46,000	920.00	8	131,000	175.84	91	725,186	95.03	0	0	0.00
城 北	0	0	-----	0	0	-----	2	6,794	-----	0	0	0.00
松山駅前	2	13,000	108.33	12	231,000	194.12	184	1,503,610	94.30	0	0	0.00
湊 町	4	34,000	283.33	17	284,400	170.81	178	1,666,598	91.25	0	0	0.00
小 栗	1	35,000	175.00	11	153,500	166.85	82	544,742	98.53	0	0	0.00
立 花	1	5,000	-----	5	38,000	89.41	61	236,208	80.45	0	0	0.00
新 立	2	17,000	178.95	6	35,000	212.12	43	275,576	76.96	0	0	0.00
大 街 道	2	10,000	188.68	13	139,450	112.55	123	768,781	92.25	2	3,001	0.38
一 万	8	184,000	4,600.00	13	201,500	178.00	101	911,328	99.24	0	0	0.00
道 後	1	5,000	5.52	18	210,000	100.96	178	1,872,913	99.79	0	0	0.00
東 野	6	15,900	318.00	7	19,400	77.60	48	223,809	98.70	0	0	0.00
三 津 浜	8	176,500	504.29	22	539,000	446.93	206	1,872,534	90.80	0	0	0.00
水産市場	0	0	-----	1	36,000	1,440.00	7	88,237	88.34	0	0	0.00
問 屋 町	4	105,000	114.75	20	274,100	151.44	167	1,470,331	84.97	0	0	0.00
中央市場	2	7,500	750.00	3	9,500	271.43	38	330,003	97.36	0	0	0.00
空 港 通	14	307,900	618.27	34	495,700	405.31	258	2,048,373	91.34	1	2,489	0.12
余 戸	2	21,000	27.27	15	198,500	81.35	152	1,221,738	89.29	0	0	0.00
味 生	3	58,000	126.09	10	119,300	105.58	62	388,317	124.02	0	0	0.00
石 井	5	77,000	256.67	11	149,000	159.36	97	989,494	93.77	1	6,576	0.67
椿	4	19,000	-----	16	138,700	346.75	120	718,472	93.60	0	0	0.00
久 米	4	72,000	180.04	15	152,200	70.96	116	744,725	78.03	0	0	0.00
福 音 寺	2	31,000	-----	12	125,500	159.87	94	810,507	97.61	0	0	0.00
小 野	0	0	0.00	6	33,000	94.29	51	389,544	94.40	0	0	0.00
堀 江	1	5,000	-----	4	11,900	396.67	63	393,263	81.42	0	0	0.00
和 気	2	17,000	-----	6	68,000	290.60	57	316,384	70.44	0	0	0.00
森 松	2	9,000	100.00	14	70,500	77.30	138	678,282	85.60	0	0	0.00
中 島	0	0	0.00	3	49,200	66.67	22	173,787	113.48	0	0	0.00
北 条	3	57,000	316.67	21	206,400	456.64	176	1,013,689	95.26	0	0	0.00
横 河 原	2	40,000	363.64	6	82,500	183.33	74	528,158	90.40	0	0	0.00
川 内	2	32,000	71.11	6	180,000	107.14	62	832,724	107.58	0	0	0.00
砥 部	0	0	-----	10	130,700	353.24	95	536,087	101.02	1	1,043	0.20
松 前	4	128,000	169.54	17	464,500	157.14	146	1,856,557	101.73	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 28 年 9 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
伊予 郡 中	5	81,400	2,713.33	22	261,900	188.54	148	1,381,375	96.98	1	8,016	0.58
上 灘	0	0	-----	3	22,000	220.00	14	91,358	111.30	0	0	0.00
中 山	1	10,000	-----	2	70,000	120.69	15	131,319	107.07	0	0	0.00
久 万	1	20,000	-----	5	87,000	85.96	47	486,905	87.58	2	40,294	7.81
今 治	24	540,400	352.74	53	915,200	125.84	382	4,952,687	92.37	0	0	0.00
中 浜	4	130,000	406.25	28	380,000	162.39	151	1,529,754	98.24	0	0	0.00
日 吉	4	65,000	833.33	22	270,000	113.78	186	1,643,170	89.25	0	0	0.00
今 治 南	2	13,000	-----	10	119,000	140.83	73	566,585	93.59	0	0	0.00
波 止 浜	2	20,000	400.00	8	164,000	242.96	73	698,943	97.30	0	0	0.00
鳥 生	6	90,300	1,236.99	21	231,300	183.86	108	751,750	81.84	0	0	0.00
桜 井	1	20,000	-----	3	26,000	83.87	73	369,036	83.32	0	0	0.00
菊 間	1	3,500	11.67	7	87,500	148.31	48	421,384	98.87	0	0	0.00
大 島	1	10,000	23.81	12	177,500	224.68	93	886,399	97.53	0	0	0.00
伯 方	1	30,000	52.63	9	103,800	68.29	50	564,262	80.25	0	0	0.00
宮 浦	1	70,000	538.46	1	70,000	233.33	32	280,415	119.04	0	0	0.00
新 居 浜	8	103,100	96.49	46	646,500	122.25	400	4,946,145	80.41	0	0	0.00
角 野	4	108,000	341.77	17	238,700	156.94	166	1,700,426	94.65	1	6,684	0.40
新居浜東	3	15,000	1,500.00	8	68,500	74.70	104	699,853	92.47	0	0	0.00
中 萩	4	37,300	-----	17	173,300	385.11	99	934,656	97.00	0	0	0.00
土 居	4	23,500	-----	13	82,000	292.86	111	673,386	96.12	2	3,654	0.53
三 島	9	208,500	1,437.93	33	382,000	163.95	188	1,940,321	94.93	0	0	0.00
川 之 江	6	151,300	369.02	21	265,300	41.62	194	2,351,812	83.22	2	8,994	0.36
西 条	12	154,200	151.18	51	768,200	221.51	421	4,096,265	89.93	0	0	0.00
三 芳	1	5,000	100.00	11	150,500	56.84	75	758,902	89.85	0	0	0.00
壬 生 川	2	54,000	51.43	23	407,500	250.77	138	1,235,521	94.99	5	28,187	2.33
丹 原	0	0	-----	2	25,000	125.00	33	179,775	67.66	0	0	0.00
小 松	1	5,000	12.50	11	94,700	100.21	67	649,551	94.57	0	0	0.00
八 幡 浜	1	20,000	32.79	24	605,000	277.52	222	2,838,551	100.43	1	10,317	0.37
大洲本町	1	2,500	15.63	3	25,500	123.19	45	292,484	73.93	0	0	0.00
大 洲	5	85,000	325.67	19	290,000	70.59	207	2,254,679	84.02	0	0	0.00
長 浜	4	72,000	-----	8	92,000	179.34	48	720,021	95.14	0	0	0.00
五 十 崎	0	0	0.00	3	89,500	139.84	42	429,005	94.98	0	0	0.00
内 子	0	0	-----	4	64,000	55.17	63	636,331	82.20	3	67,458	10.31
川 之 石	0	0	-----	5	14,500	381.58	27	102,526	43.73	0	0	0.00
伊 方	0	0	-----	0	0	0.00	14	73,302	77.74	0	0	0.00
三 机	0	0	-----	0	0	-----	1	5,000	80.32	0	0	0.00
三 崎	1	5,000	-----	1	5,000	166.67	19	132,969	88.93	0	0	0.00
三 瓶	3	38,000	126.67	6	54,300	90.50	41	255,842	92.79	0	0	0.00
宇 和 島	15	272,500	990.91	49	681,650	241.38	327	3,517,558	90.39	2	688	0.02
追 手	0	0	-----	0	0	-----	1	524	71.98	0	0	0.00
卯 之 町	1	10,000	-----	7	98,500	119.39	81	636,690	92.07	0	0	0.00
野 村	1	10,000	100.00	7	118,000	102.16	69	506,976	101.35	0	0	0.00
高 山	1	30,000	-----	2	35,000	-----	13	135,018	100.11	0	0	0.00
吉 田	1	5,000	100.00	7	43,700	874.00	46	298,655	95.94	1	4,682	1.56
近 永	1	5,000	20.00	5	62,000	46.62	49	508,591	94.14	0	0	0.00
松 丸	0	0	-----	1	35,000	350.00	13	67,855	110.82	0	0	0.00
岩 松	1	2,000	-----	6	29,000	26.77	40	246,254	90.14	0	0	0.00
愛 南	0	0	0.00	8	59,100	42.52	87	737,859	106.71	0	0	0.00
高 岡	0	0	-----	0	0	-----	1	56	12.96	0	0	0.00
富 田	1	10,000	-----	13	172,000	407.54	71	410,514	95.83	0	0	0.00
古 川	3	8,000	123.08	12	90,000	74.88	119	536,001	85.55	1	3,387	0.61
牛 渕	3	12,500	-----	8	36,000	133.33	62	279,207	101.76	0	0	0.00
原 町	1	13,000	104.00	6	77,500	198.72	51	373,188	107.63	0	0	0.00
日 高	0	0	-----	2	18,000	-----	6	49,322	107.56	0	0	0.00
丸 亀	0	0	-----	0	0	-----	2	27,368	60.34	0	0	0.00
三 津 東	0	0	-----	1	1,500	37.50	7	14,546	125.71	0	0	0.00
桑 原	1	20,000	100.00	7	134,000	611.87	50	397,735	121.86	1	2,920	0.75

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
伊予 観音寺	0	0	-----	0	0	-----	1	21,015	81.60	0	0	0.00
大西	3	42,000	140.00	7	65,000	103.17	51	361,259	95.33	0	0	0.00
計	274	4,507,300	205.88	1,103	15,164,100	142.17	9,225	85,539,903	91.19	32	231,485	0.27
四国 松山	0	0	0.00	6	80,000	121.21	36	297,505	66.56	0	0	0.00
松山本町	0	0	0.00	1	15,000	75.00	16	137,778	81.93	0	0	0.00
松山南	0	0	-----	3	112,000	224.00	34	291,501	109.32	0	0	0.00
今治	1	6,500	-----	5	44,500	296.67	36	523,275	75.94	0	0	0.00
八幡浜	1	24,000	436.36	6	106,000	106.53	32	327,549	109.50	0	0	0.00
宇和島	3	90,000	1,800.00	5	157,000	387.65	47	333,920	59.49	0	0	0.00
御荘	0	0	-----	0	0	-----	2	4,095	64.13	0	0	0.00
松山西	0	0	0.00	1	50,000	66.67	26	278,042	82.39	0	0	0.00
四国中央	0	0	-----	0	0	-----	8	49,409	75.10	0	0	0.00
計	5	120,500	248.45	27	564,500	154.23	237	2,243,075	78.96	0	0	0.00
百十四 松山	5	66,000	412.50	12	266,500	127.82	99	1,109,062	108.96	0	0	0.00
新居浜	1	15,000	-----	5	54,000	180.00	51	549,428	85.56	0	0	0.00
三島	4	91,000	-----	11	151,800	-----	35	284,553	95.53	0	0	0.00
今治	3	101,000	2,020.00	7	209,000	674.19	49	509,068	89.11	0	0	0.00
西条	0	0	0.00	2	10,000	56.34	87	302,051	60.32	1	1,020	0.30
計	13	273,000	1,092.00	37	691,300	240.66	321	2,754,161	90.80	1	1,020	0.04
阿波 松山	2	17,500	-----	3	25,500	60.71	43	429,907	76.43	0	0	0.00
池田	0	0	-----	0	0	-----	1	9,062	67.66	0	0	0.00
藍住	0	0	-----	0	0	-----	2	28,660	83.27	0	0	0.00
鳴門	0	0	-----	0	0	-----	1	30,840	112.60	0	0	0.00
計	2	17,500	-----	3	25,500	60.71	47	498,469	78.17	0	0	0.00
広島 松山	4	48,000	57.83	21	355,000	47.75	162	1,665,357	88.15	0	0	0.00
今治	5	62,500	2,083.33	22	216,000	66.20	156	1,282,074	73.58	0	0	0.00
伊予西条	1	3,700	24.67	9	57,200	36.90	110	585,782	64.78	0	0	0.00
新居浜	0	0	0.00	3	35,500	27.27	77	984,863	88.87	0	0	0.00
三島	5	23,000	-----	19	153,800	66.99	111	735,091	85.10	0	0	0.00
川の江	0	0	-----	2	7,000	6.33	41	285,722	44.98	0	0	0.00
因島	1	1,000	-----	2	9,000	-----	4	164,838	66.99	0	0	0.00
木江	0	0	-----	0	0	-----	1	6,493	76.42	0	0	0.00
計	16	138,200	130.38	78	833,500	49.17	662	5,710,220	77.10	0	0	0.00
中国 川の江	0	0	-----	0	0	-----	24	259,905	49.11	0	0	0.00
丸亀	0	0	-----	0	0	-----	2	19,650	58.39	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	26	279,555	49.66	0	0	0.00
山口 松山	1	5,500	15.71	6	86,000	49.14	44	782,587	85.48	0	0	0.00
今治	0	0	-----	0	0	-----	7	87,493	67.12	0	0	0.00
尾道	0	0	-----	0	0	0.00	1	7,662	75.01	0	0	0.00
計	1	5,500	15.71	6	86,000	46.49	52	877,742	83.11	0	0	0.00
西日本 広島	0	0	-----	0	0	-----	2	8,929	97.04	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	2	8,929	61.57	0	0	0.00
愛媛 本店	22	404,500	44.77	74	984,300	37.64	520	5,918,392	79.19	1	11,316	0.18
中央市場	1	20,000	-----	1	20,000	-----	7	55,370	134.09	0	0	0.00
水産市場	0	0	-----	1	3,000	13.33	11	79,216	101.47	0	0	0.00
末広町	4	42,000	76.36	23	102,200	45.85	169	773,195	84.24	0	0	0.00
大街道	12	136,000	122.30	44	343,500	156.88	208	1,270,426	114.24	0	0	0.00
道後	5	64,000	21.09	15	112,300	33.77	117	997,294	87.47	0	0	0.00
本町	7	55,400	36.33	22	224,400	50.64	145	868,111	87.01	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 28 年 9 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛 三津浜	3	52,500	41.18	14	236,500	107.84	150	1,009,022	85.79	0	0	0.00
立花	3	40,000	100.13	21	324,500	190.60	114	774,286	121.71	0	0	0.00
久米	7	85,500	69.01	33	316,500	165.79	133	1,101,482	106.22	2	6,585	0.61
余戸	3	28,000	34.57	31	469,400	241.34	110	1,005,475	97.27	0	0	0.00
鴨川	5	29,700	114.49	13	132,200	53.97	143	961,139	86.21	2	1,853	0.19
中央通	2	47,000	58.02	14	186,800	133.91	82	576,813	108.48	0	0	0.00
古川	6	44,935	27.86	26	307,935	116.75	140	767,621	91.05	1	1,470	0.19
桑原	0	0	0.00	9	54,400	54.51	78	308,865	77.07	1	1,008	0.33
森松	24	455,500	178.07	42	591,500	132.09	203	1,578,331	95.86	0	0	0.00
空港通	2	23,000	60.53	18	89,300	40.13	153	701,895	93.75	0	0	0.00
石井	5	95,900	43.89	25	353,600	88.27	186	1,332,231	97.00	0	0	0.00
雄郡	2	8,500	20.73	14	168,000	148.67	90	586,709	97.78	0	0	0.00
重信	2	3,200	8.72	16	127,200	96.80	97	413,719	94.26	0	0	0.00
郡中	3	5,300	11.78	8	29,500	14.66	89	586,775	61.91	4	69,729	9.49
久万	0	0	----	7	23,000	74.22	30	127,780	93.51	0	0	0.00
北条	5	27,500	15.71	21	112,960	54.05	120	593,747	82.11	0	0	0.00
川の江	1	1,000	2.17	16	246,150	98.54	104	841,568	95.35	0	0	0.00
三島	9	61,300	95.04	16	118,300	93.89	98	496,531	90.09	1	13,238	2.72
新居浜	2	51,000	17.57	20	225,700	33.25	177	1,662,746	96.20	0	0	0.00
新居浜東	8	75,300	3,012.00	18	96,000	109.71	93	625,431	98.89	0	0	0.00
泉川	1	10,000	----	19	174,500	146.03	88	441,465	110.37	1	791	0.18
西条	19	262,100	141.29	46	420,600	62.58	216	1,571,985	101.04	0	0	0.00
氷見	4	14,000	42.42	9	53,000	117.91	51	166,780	98.52	0	0	0.00
壬生川	4	18,000	225.00	23	212,800	1,085.71	76	393,473	99.42	4	7,000	1.74
丹原	0	0	0.00	12	56,950	80.78	73	311,636	107.93	0	0	0.00
今治	7	80,000	16.43	31	238,300	29.55	231	1,775,261	82.44	0	0	0.00
旭町	5	92,900	90.19	22	318,480	90.68	132	828,235	93.95	0	0	0.00
波止浜	3	5,500	2.27	17	68,500	20.06	100	774,734	72.06	0	0	0.00
伯方	6	32,000	43.24	14	53,500	42.13	90	523,192	98.13	0	0	0.00
弓削	1	8,000	400.00	4	23,500	127.03	34	219,169	111.38	0	0	0.00
菊間	1	1,000	7.63	4	15,360	37.93	22	66,603	74.56	0	0	0.00
吉海	3	6,500	----	6	22,500	36.35	36	133,580	87.97	0	0	0.00
長浜	1	5,000	22.22	7	23,400	90.70	41	187,780	94.08	0	0	0.00
内子	4	9,300	930.00	12	93,300	74.94	80	706,155	105.24	1	7,326	1.05
大洲	9	28,000	37.58	29	192,000	111.18	151	822,032	105.09	0	0	0.00
八幡浜	6	91,000	187.63	19	189,000	67.36	135	967,965	99.45	0	0	0.00
三瓶	2	11,000	122.22	8	144,500	67.08	36	369,550	96.32	0	0	0.00
川の石	3	37,000	528.57	7	113,500	165.69	39	207,624	107.08	0	0	0.00
野村	3	20,000	62.50	4	25,000	48.08	30	192,718	98.59	0	0	0.00
卯之町	3	57,000	1,036.36	19	302,000	217.27	85	747,263	125.39	0	0	0.00
宇和島	12	327,000	129.25	37	575,700	98.24	193	1,934,673	108.33	1	8,118	0.43
近永	4	27,950	101.64	14	172,150	130.91	67	535,521	101.59	0	0	0.00
吉田	2	31,000	269.57	10	61,900	176.86	56	214,690	102.77	1	5,662	2.86
岩松	1	5,000	23.26	7	27,500	75.34	39	87,912	70.96	1	3,541	3.73
城辺	0	0	0.00	8	23,900	44.26	50	265,914	78.14	0	0	0.00
宇和島南	2	1,500	4.76	8	25,500	33.29	69	235,283	75.08	3	28,096	11.26
見奈良	0	0	0.00	12	55,500	32.84	64	359,674	93.21	3	35,392	9.54
今治東	1	1,000	11.11	6	26,200	31.91	63	269,069	94.75	0	0	0.00
湯築	1	1,000	7.30	5	13,000	59.91	32	96,080	98.55	0	0	0.00
松山駅前	2	55,000	297.30	9	96,300	245.04	62	211,047	98.35	0	0	0.00
味生	1	13,000	130.00	6	55,900	115.98	58	156,817	103.86	0	0	0.00
松末	2	23,000	209.09	8	35,100	132.95	73	284,670	97.75	0	0	0.00
中菽	2	3,000	10.24	14	64,200	100.63	74	235,758	88.44	1	2,822	1.21
日高	4	6,500	19.40	10	31,800	31.96	92	411,661	97.44	0	0	0.00
三津浜東	4	7,500	----	5	10,500	52.24	30	69,974	96.37	0	0	0.00
金生	6	27,800	95.86	14	74,800	68.19	63	247,511	65.65	0	0	0.00
中之庄	4	21,000	840.00	8	54,400	173.80	48	232,419	96.96	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済			
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)	
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		
愛媛	飯 岡	2	25,000	49.02	9	59,200	95.64	38	149,674	108.48	1	2,244	1.52
	川 内	5	102,554	661.64	12	143,054	95.05	66	436,480	99.55	0	0	0.00
	桜 井	2	5,500	110.00	10	41,700	84.09	58	225,661	85.04	2	24,381	10.31
	松 前	0	0	0.00	12	63,000	24.14	82	568,524	99.23	0	0	0.00
	姫 原	0	0	-----	7	24,000	480.00	18	40,106	181.15	0	0	0.00
	東 京	0	0	-----	0	0	-----	1	3,150	63.64	0	0	0.00
	土 居	0	0	0.00	5	43,000	37.82	55	397,992	92.55	0	0	0.00
	砥 部	1	2,000	14.81	8	43,600	128.24	61	416,509	101.93	0	0	0.00
	来 住	4	9,000	20.93	15	115,500	89.19	88	493,682	91.29	0	0	0.00
	大 阪	0	0	-----	1	30,000	-----	1	28,926	-----	0	0	0.00
	計	290	3,340,639	57.59	1,134	10,707,239	74.02	6,914	46,030,744	92.52	31	230,572	0.49
高知	松 山	2	27,800	252.73	11	124,717	779.48	29	296,229	108.14	0	0	0.00
	今 治	1	30,000	-----	2	32,000	78.05	34	176,617	58.23	0	0	0.00
	新居浜	0	0	0.00	6	65,000	217.39	53	338,632	80.67	0	0	0.00
	八幡浜	0	0	-----	2	18,500	231.25	23	168,783	93.71	0	0	0.00
	宇和島	1	5,000	-----	8	54,500	74.66	43	200,207	131.67	0	0	0.00
	城 辺	2	17,000	850.00	7	91,000	337.04	29	156,980	121.29	0	0	0.00
	計	6	79,800	433.70	36	385,717	197.91	211	1,337,448	91.69	0	0	0.00
徳島	松 山	1	10,000	-----	3	33,000	220.00	29	238,769	71.41	0	0	0.00
	今 治	3	94,000	408.70	17	171,000	82.21	87	467,309	79.45	0	0	0.00
	計	4	104,000	452.17	20	204,000	91.48	116	706,078	76.54	0	0	0.00
香川	松 山	1	3,400	68.00	7	82,600	41.72	96	908,291	91.65	1	2,064	0.22
	松山西	0	0	0.00	4	113,000	364.52	60	507,831	78.66	1	5,518	1.02
	今 治	2	9,500	-----	9	58,500	116.53	114	829,404	95.66	0	0	0.00
	西 条	2	30,000	200.00	3	40,000	26.32	69	519,276	82.10	1	1,920	0.37
	新居浜	0	0	-----	4	23,000	45.10	81	848,712	78.33	1	612	0.07
	三 島	3	25,800	277.42	5	40,800	191.55	58	336,965	82.37	0	0	0.00
	川之江	0	0	0.00	7	43,000	30.71	78	930,042	84.86	0	0	0.00
	大 洲	1	500	-----	5	35,500	122.41	39	200,678	94.04	0	0	0.00
	八幡浜	2	8,500	283.33	4	31,500	112.50	37	135,186	79.24	0	0	0.00
	宇和島	0	0	-----	8	107,000	268.84	70	415,036	87.77	0	0	0.00
	岩 松	0	0	-----	5	71,000	443.75	20	191,406	108.16	0	0	0.00
	計	11	77,700	135.60	61	645,900	85.40	722	5,822,827	86.15	4	10,114	0.17
もみじ	因島田熊	0	0	-----	0	0	-----	2	774	9.30	0	0	0.00
	因 島	0	0	-----	1	5,000	-----	2	7,880	-----	0	0	0.00
	計	0	0	-----	1	5,000	-----	4	8,654	104.00	0	0	0.00
愛媛信用	本 店	3	45,000	187.50	21	114,000	71.70	176	679,368	74.39	1	6,618	0.95
	城 東	3	12,000	40.00	7	51,500	59.68	58	190,384	68.69	0	0	0.00
	松山本町	3	16,500	26.19	13	74,360	72.62	78	315,348	98.45	1	1,741	0.58
	道 後	2	7,500	125.00	12	49,000	184.91	62	243,384	95.47	0	0	0.00
	東環東本	2	7,500	53.57	5	12,500	43.10	83	322,926	85.49	2	10,719	3.15
	久 米	3	79,000	564.29	27	275,600	231.11	112	583,641	117.53	0	0	0.00
	潮 見	1	26,000	130.00	8	89,060	113.89	78	387,084	93.06	1	1,081	0.28
	余 戸	1	1,000	1.82	5	38,000	66.67	38	254,769	129.90	0	0	0.00
	湊 町	0	0	-----	0	0	-----	2	548	64.61	0	0	0.00
	中 央 通	1	20,000	68.97	6	42,000	87.14	40	131,358	107.22	0	0	0.00
	石 井	1	1,000	3.23	15	89,100	56.82	140	777,910	93.67	0	0	0.00
	平 井	2	4,500	40.91	8	37,000	60.36	70	278,535	96.50	0	0	0.00
	斉 院	1	3,000	300.00	5	21,500	116.22	49	93,562	93.59	0	0	0.00
	土 居 田	1	15,000	157.89	10	79,700	127.52	65	191,379	99.04	0	0	0.00
	立 花	3	38,500	118.03	10	62,410	119.74	51	242,398	90.58	0	0	0.00
	砥 部	3	15,300	85.00	18	102,500	219.02	89	339,250	98.13	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 28 年 9 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛信用 横 河 原	1	2,000	80.00	7	16,000	20.23	33	88,327	62.63	0	0	0.00
久 万	0	0	0.00	4	11,500	57.50	23	138,791	99.46	0	0	0.00
今 治	6	115,700	94.45	48	348,650	94.49	211	1,198,342	103.44	0	0	0.00
本 町	0	0	-----	0	0	0.00	1	304	69.72	0	0	0.00
常 盤 町	1	4,000	19.05	12	47,000	36.15	98	294,842	82.71	0	0	0.00
鳥 生	1	20,000	83.33	9	100,600	205.31	55	324,495	113.17	0	0	0.00
波 止 浜	4	91,500	915.00	15	177,800	433.66	70	579,794	82.56	0	0	0.00
喜 田 村	4	16,500	266.13	14	77,200	88.74	98	358,968	98.16	1	1,128	0.30
壬 生 川	2	6,500	-----	8	33,500	47.18	94	387,187	84.04	0	0	0.00
丹 原	1	1,000	-----	6	27,000	540.00	35	133,855	96.32	0	0	0.00
菊 間	1	2,000	50.00	5	15,500	46.97	22	61,071	119.82	0	0	0.00
大 西	1	3,000	13.64	7	32,000	91.95	50	213,530	82.28	0	0	0.00
八 幡 浜	1	2,500	15.63	13	91,000	51.50	88	541,929	104.39	2	1,164	0.22
江 戸 岡	0	0	0.00	2	22,000	64.71	8	14,755	17.38	0	0	0.00
大 洲	1	28,000	-----	6	51,000	784.62	36	241,206	85.93	0	0	0.00
野 村	1	32,000	376.47	5	61,500	132.83	21	99,763	92.24	0	0	0.00
宮 西	0	0	0.00	7	32,800	285.22	36	118,417	101.28	0	0	0.00
今治立花	2	3,000	60.00	12	40,000	195.12	57	135,265	102.57	0	0	0.00
朝 生 田	0	0	-----	9	46,200	116.96	60	187,379	88.60	0	0	0.00
川 内	0	0	-----	10	67,330	94.83	26	163,315	105.50	1	2,303	1.56
とべ中央	5	27,000	61.36	21	125,450	169.30	89	319,795	111.91	0	0	0.00
垣 生	5	34,500	-----	17	156,200	231.75	77	384,541	120.43	0	0	0.00
雄 郡	4	14,760	-----	15	64,660	182.14	92	302,309	181.04	1	2,415	0.76
和 泉	1	4,000	26.67	14	74,000	87.32	86	284,291	95.82	0	0	0.00
港 南	3	4,500	90.00	7	34,900	94.58	39	185,506	102.43	0	0	0.00
郡 中	2	5,300	26.50	9	31,500	59.89	61	153,033	96.02	0	0	0.00
松 前	1	3,500	-----	8	31,500	182.08	32	136,921	77.03	0	0	0.00
北 条	3	15,500	516.67	8	30,000	214.29	41	88,348	89.61	0	0	0.00
溝 辺	4	29,500	194.08	17	93,100	128.59	73	257,970	109.24	0	0	0.00
三 津 浜	1	2,000	100.00	10	35,400	272.31	86	242,426	158.97	1	1,440	0.59
味 生	3	13,000	260.00	8	33,000	412.50	36	134,065	144.85	0	0	0.00
西 条	3	10,000	153.85	10	62,500	147.06	107	565,868	94.21	0	0	0.00
新 居 浜	6	46,000	383.33	23	128,150	177.99	123	403,378	100.27	0	0	0.00
き し	4	20,400	107.37	16	54,000	83.98	93	313,334	104.80	1	1,248	0.40
中 菽	2	16,000	-----	10	55,500	131.21	68	205,545	108.22	0	0	0.00
三 島	0	0	-----	3	6,500	18.06	21	110,522	94.96	0	0	0.00
川 之 江	1	8,000	-----	13	52,000	182.46	26	88,864	131.03	0	0	0.00
計	105	873,460	112.63	578	3,505,170	108.09	3,463	14,490,094	95.10	12	29,857	0.20
川之江 本 店	0	0	-----	3	20,000	266.67	29	164,906	90.07	0	0	0.00
上 分	2	7,000	-----	9	114,500	1,145.00	30	186,274	124.33	0	0	0.00
三 島	1	13,000	-----	2	18,000	112.50	19	63,007	76.41	0	0	0.00
南	0	0	0.00	3	22,000	104.76	34	234,829	94.38	0	0	0.00
東	0	0	-----	3	17,000	188.89	19	73,387	71.68	0	0	0.00
西	0	0	-----	2	11,000	73.33	23	97,431	53.29	0	0	0.00
計	3	20,000	1,000.00	22	202,500	257.96	154	819,834	86.35	0	0	0.00
東予信用 本 店	2	8,000	16.00	12	44,200	35.22	62	223,772	95.60	0	0	0.00
泉 川	0	0	-----	3	17,000	50.00	35	119,077	88.11	0	0	0.00
川 東	0	0	0.00	6	40,200	109.24	46	266,844	87.81	0	0	0.00
三 島	1	25,000	92.59	5	44,900	115.13	29	111,471	90.07	0	0	0.00
松 柏	0	0	-----	0	0	0.00	14	26,033	92.57	0	0	0.00
寒 川	2	32,500	270.83	7	45,100	214.76	30	103,999	118.74	0	0	0.00
西 条	0	0	-----	2	8,000	80.00	39	97,991	79.65	0	0	0.00
小 松	2	8,000	533.33	5	17,900	137.69	29	88,540	89.95	0	0	0.00
中 菽	0	0	0.00	0	0	0.00	16	38,458	73.47	0	0	0.00
喜 多 川	0	0	-----	2	8,500	87.63	17	33,295	96.68	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 28 年 9 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
東予信用 新居浜駅	1	3,200	74.94	5	19,700	38.42	33	160,075	95.68	0	0	0.00
計	8	76,700	73.21	47	245,500	69.10	350	1,269,555	91.46	0	0	0.00
宇和島 本店	1	3,000	9.38	12	47,300	54.75	179	593,770	93.33	1	2,473	0.41
恵美須町	6	79,500	196.30	14	112,500	92.52	124	473,041	89.87	1	2,001	0.44
新 橋	2	7,000	42.42	4	20,000	30.49	89	180,632	78.47	0	0	0.00
城 南	1	10,000	-----	1	10,000	172.41	46	60,060	66.54	0	0	0.00
来	1	1,500	6.58	7	54,200	133.66	54	157,421	105.65	2	6,317	4.02
泉 町	0	0	0.00	5	29,000	72.32	51	140,823	91.47	1	284	0.21
吉 田	0	0	-----	2	6,620	662.00	27	43,403	74.13	0	0	0.00
南 宇 和	2	55,000	-----	4	91,500	87.31	37	227,184	80.39	0	0	0.00
三 間	0	0	0.00	1	5,000	14.49	33	86,791	80.98	0	0	0.00
卯 之 町	0	0	-----	1	5,000	17.06	43	165,824	86.69	0	0	0.00
計	13	156,000	104.49	51	381,120	71.96	683	2,128,947	87.77	5	11,074	0.51
観音寺 豊 浜	1	2,500	-----	2	4,500	-----	3	10,894	126.67	0	0	0.00
計	1	2,500	-----	2	4,500	-----	3	10,894	126.67	0	0	0.00
商工中金 松 山	2	16,000	72.33	2	16,000	39.49	62	621,241	79.30	1	5,273	0.80
高 松	0	0	-----	1	20,000	-----	1	19,787	138.64	0	0	0.00
計	2	16,000	72.33	3	36,000	88.85	63	641,028	80.36	1	5,273	0.77
単一農協 愛媛南農	0	0	-----	0	0	0.00	4	7,774	170.63	0	0	0.00
越智今農	0	0	-----	0	0	0.00	2	3,070	76.64	0	0	0.00
うま農協	0	0	-----	0	0	-----	1	2,200	47.83	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	0.00	7	13,044	99.10	0	0	0.00
総合計	756	9,893,799	103.19	3,214	33,822,546	101.38	23,318	171,999,688	90.59	86	519,396	0.30

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

※保証料率につきましては、別表「信用保証料率表」をご覧ください。

## 1. 一般保証（※別枠保証併用制度も含む）

### ① 一般・提携及び統一制度

（平成28年10月1日現在）

制度名		対象	資金用途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
一般保証	1 普通保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
	2 特別小口保証	小規模企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 1,250	5年以内	徴求しない
			設備		7年以内	徴求しない
	3 小口保証	小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 50	3年以内	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
	4 風俗営業飲食業保証	中小企業者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※協調融資先である日本政策金融公庫の貸付金額以内	7年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
5 手形（でんさい）割引根保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	2年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
6 手形貸付根保証	中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	1年以内	原則として徴求 必要に応じ徴求	
提携保証	7 中小企業金融円滑化保証 （スムーズ8000）	県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を営む中小企業者であり、金融機関の企業評価「自己査定」において原則「正常先」の先	運転	個人・会社・組合 8,000	7年以内 (但し、一括返済は1年以内。また、経営安定関連保証を併用する場合は10年以内)	徴求しない 原則として徴求しない (法人は原則として代表者のみ徴求するが、申込人が希望し、協会における保証料率区分が第7区分から第9区分の場合に限り不要)
	8 小口連携保証 （トライアングル1000）	県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を営む会社・個人（確定申告先）で商工団体が推薦する先であり、所定の資格要件を満たす先	運転	運転については月商の2ヶ月が上限500	5年以内	徴求しない
			設備	※所定の資格要件を満たす先については1,000	7年以内	原則として徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	9 優良ランク保証 （バリュー5000）	県内に本店を有し、経営内容が良好であり、かつ今後も経営の向上が見込まれる会社及び医療法人で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社 (医療法人を含む) 5,000	15年以内	徴求しない 原則代表者1名
	10 優良ランク保証Ⅱ （グッド3000）	県内に本店を有し、小規模であるが財務内容が健全な会社及び医療法人で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社 (医療法人を含む) 3,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	7年以内	徴求しない 原則代表者1名
	11 地域産業応援保証 （すごサポ）	愛媛県が作成するデータベース（「スゴ技」「すご味」「すごモノ」「スゴVen.」）に掲載されている中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 1,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	10年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	必要に応じ徴求 原則代表者1名
12 事業成長支援保証 （まるサポ2000）	中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	10年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	必要に応じ徴求	
		設備	※但し、既保証残高を含む	15年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	原則代表者1名	

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人	
全 国 統 一 保 証	13	事業者カードローン 当座貸越根保証	中小企業者	個人・会社 ・特定非営利活動法人 2,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求しない  必要に応じ徴求	
	14	当座貸越(貸付専用型)根保証	中小企業者	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求 (但し、5,000万円以内 の場合は不要)  必要に応じ徴求	
	15	長期経営資金保証	中小企業者	運転	個人・会社 20,000	3年以上10年以内	原則として徴求
				設備		3年以上20年以内	必要に応じ徴求
	16	予約保証	中小企業者 (但し、対象外要件あり)	運転 設備 (※旧償済 資金は 対象外)	2,000  ※但し、小口零細企業保証制度を利用 する場合は、合計で500までとする	5年以内 (但し、小口零細企業保 証制度を利用する場合は 7年以内〔運転資金につ いては5年以内とする〕) ※信用保証書の有効期間 は、365日	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	17	小口零細企業保証	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	運転	1,250 ※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資極度額)との合計で 1,250の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内	原則不要
				設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	18	経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機 関の支援を受けつつ、自ら事業計画 の策定並びに計画の実行及び進捗の 報告を行う中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000  組 合 48,000	5年以内	必要に応じ徴求
設備				7年以内		徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
借換				10年以内			
19	経営者保証ガイドライン対応保証	中小企業者(個人事業主は除く)(但 し、「経営者保証に関するガイドラ イン」において求められている対策 が講じられている者)	運転	会 社 28,000 ・特定非営利活動法人  組 合 48,000	3年以内	有担保無保証人要件の 場合に限り徴求する	
			設備		5年以内	徴求しない	
20	条件変更改善型借換保証	保証申込時、協会の保証付き借入金 の残高があり、その全部又は一部に ついて返済条件の緩和を行っている もので、金融機関及び認定経営革新 等支援機関の支援を受けつつ、自ら 事業計画の策定並びに計画の実行及 び進捗の報告を行う中小企業者	運転 設備 借換	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000  組 合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求	

## ② 県制度(愛媛県中小企業振興資金融資制度保証における資金の種類)

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
経 営 安 定 資 金	21	一般資金	中小企業者	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あたり 1中小企業者の限度額	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	10年以内	必要に応じ徴求	
	22	建設産業短期資金	建設業又は土木建築サービス業 に属する事業を営む中小企業者 及び特定中小企業者(※1)	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000 ※但し、工事代金など返済財源を特定 したものに限る	1年以内	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求
			運転			
23	小口資金	小規模企業者 (但し、特別小口保険を利用する者に あっては、小規模企業者であって、原 則として引き続き6ヶ月以上商工会議 所等の指導を受けている者)	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000 ※但し、運転資金及び特別小口保険利 用の場合は1,250とする	5年以内	必要に応じ徴求 (但し、1,250万円以内の場合は 不要、特別小口保険利用の場合 は徴求しない)	
			設備	10年以内	必要に応じ徴求 (但し、特別小口保険利用の 場合は徴求しない)	
24	短期資金	中小企業者	知事がその都度定める ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	1年以内	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求	

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人	
25	小口零細企業資金	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	運転	個人・会社・組合 1,250	5年以内	原則不要	
			設備	※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資極度額)との合計で 1,250の範囲内となる新規の保証に限る	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
26	経営指導特例	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く (但し、原則として引き続き6ヶ月以上 商工会議所等の指導を受けている者)	運転	個人・会社・組合 1,250	5年以内	原則不要	
			設備	※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資極度額)との合計で 1,250の範囲内となる新規の保証に限る	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
27	チャレンジ企業支援資金	認定中小企業者 又は 承認中小企業者等 又は 海外投資関係保証を 利用する中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	5年以内	必要に応じ徴求	
			設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 10,000	10年以内	必要に応じ徴求	
新事業 創出 支援 資金	28	創業等関連資金	運転	個人・会社 1,500	5年以内	徴求しない	
			設備	※但し、創業等を行うとする個人及び会社 にあつては、自己資金額を限度額とする	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
	29	創業関連資金	運転	個人・会社 1,000	5年以内	徴求しない	
			設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合 算して1,000、創業関連保証・支援創業開 連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500 が限度	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
	30	支援創業関連保証	運転	個人・会社 1,500	5年以内	徴求しない	
			設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保 証を合算して1,000、創業関連保証・ 支援創業関連保証・再挑戦支援保証を 合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
	31	再挑戦支援資金	運転	個人・会社 1,000	5年以内	徴求しない	
			設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保 証を合算して1,000、創業関連保証・ 支援創業関連保証・再挑戦支援保証を 合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
	32	支援創業関連保証	運転	個人・会社 1,500	5年以内	徴求しない	
			設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保 証を合算して1,000、創業関連保証・ 支援創業関連保証・再挑戦支援保証を 合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
	33	事業承継支援枠	県内で 新たに事業承継する 中小企業者	運転	個人・会社・組合 5,000	5年以内	必要に応じ徴求
				設備	個人・会社・組合 10,000	10年以内	必要に応じ徴求
34	緊急経済対策特別支援資金	特定中小企業者(※1) 又は 中小企業者 又は 経営力強化保証を 利用する中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あた り1中小企業者の限度額	5年以内 (特定中小企業者7年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
			借換	個人・会社 ・特定非営利活動法人 8,000 組 合 16,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あた り1中小企業者の限度額	10年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
35	雇用促進支援資金	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000	5年以内 (チャレンジ企業支援資金 融資対象者7年以内)	必要に応じ徴求	
			設備	※組合転貸の場合は、1組合員あた り1中小企業者の限度額	10年以内 (チャレンジ企業支援資金 融資対象者12年以内)	必要に応じ徴求	
36	建設産業新分野 進出等支援資金	認定中小企業者 又は 特定中小企業者(※1)	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	5年以内	必要に応じ徴求	
			設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	10年以内	必要に応じ徴求	
37	災害関連対策資金	災害等の発生の都度知事が定める					

### ③ 市町制度

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
38	中小企業振興資金融資制度保証	中小企業者	運転設備	各市町の融資条件による 上限 500	各市町の融資条件による (最長 5 年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
39	中小企業緊急経営資金融資制度保証 (現在、八幡浜市・今治市・新居浜市・西予市・四国中央市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証と合算して、1,000とする なお、同保証との併用は不可	各市町の融資条件による (最長 6 年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
40	中小企業経営安定化資金融資制度保証 (現在、松山市・今治市のみ取扱)	特定中小企業者(※1)	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証及び中小企業緊急経営資金融資制度保証と合算して、1,000とする	各市町の融資条件による (最長 7 年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
41	中小企業季節資金融資制度保証 (松山市・新居浜市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 300	各市町の融資条件による (最長 5 ヶ月)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
42	中小企業設備近代化資金融資制度保証 (松山市・今治市のみ取扱)	中小企業者	設備	各市町の融資条件による 上限 1,000	各市町の融資条件による (最長 7 年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
43	小企業特別小口資金融資制度保証 (現在、取扱市町なし)	小規模企業者	運転設備	上限 200	5 年以内	徴求しない 徴求しない

## 2. 別枠保証

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
44	公害防止保証	中小企業者	設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
45	エネルギー対策保証	中小企業者	設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000 組 合 40,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
46	海外投資関係保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10 年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
47	新事業開拓保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10 年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
48	経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	中小企業信用保険法第 2 条 第 5 項第 1 号～ 8 号の認定 を受けた特定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	10 年以内	必要に応じ徴求
			設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 38,000 組 合 48,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
49	東日本大震災復興緊急保証	東日本大震災により直接的 に被害を受けた中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	10 年以内	必要に応じ徴求 原則として徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
50	創業等関連保証	創業等を行うとする個人及び会社並びに創業等を行った個人及び会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転設備	1,500 ※新規開業資金については、自己資金額が限度	10年以内	徴求しない  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
51	創業関連保証	創業等を行うとする個人及び会社並びに創業等を行った個人及び会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転設備	個人・会社 1,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
52	支援創業関連保証	創業関連保証対象者のうち経済産業省令で定める認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行う中小企業者	運転設備	個人・会社 1,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
53	再挑戦支援保証	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験を有する者で、当該事業廃止の日もしくは会社を解散した日から5年を経過する前に保証の委託を申し込みした者	運転設備	個人・会社 1,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
54	支援創業関連保証	再挑戦支援保証対象者のうち経済産業省令で定める認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行う中小企業者	運転設備	個人・会社 1,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
中堅企業破綻金融機関等関連特別保証	※A 破綻金融機関等関連特別保証	認定中堅業者	運転 設備	会社 50,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内 7年以内	徴求しない (但し、10,000万円超の保証の際は必要)  必要に応じ徴求
	※B 破綻金融機関等関連特別無担保保証	認定中堅業者	運転 設備	会社 10,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内 7年以内	徴求しない  必要に応じ徴求
57	激甚災害保証	被災中小企業者	運転 設備	個人・会社・特定非営利活動法人 28,000 組合 48,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求
58	労働力確保関連保証	認定中小企業者	運転 設備	個人・会社 28,000 特定組合 48,000	10年以内 15年以内	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求
59	中小小売商業関連保証	認定中小企業者	設備	個人・会社 28,000 特定組合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求
60	商店街整備等 支援関連保証	認定一般社団法人及び一般財団法人	設備	一般社団法人及び一般財団法人 28,000	15年以内	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求
61	伝統的工芸品 支援関連保証	認定一般社団法人及び一般財団法人	運転 設備	一般社団法人及び一般財団法人 28,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求
62	地域伝統芸能 関連保証	認定中小企業者	運転 設備	個人・会社・特定非営利活動法人 28,000 組合 48,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求
63	流通業務総合効率化 関連保証	認定中小企業者	運転 設備	個人・会社 28,000 組合 48,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求
64	小規模事業者 支援関連保証	認定一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転 設備	一般社団法人及び一般財団法人 28,000 特定非営利活動法人	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求  必要に応じ徴求



制度名		対象	資金 用途	保証限度額 (万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
77	※K 流動資産担保融資保証 ( A B L 保証 )	流動資産(売掛債権・棚卸資産)を担保として借り入れを行う中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 20,000	根保証：1年間 (更新可) 個別保証：1年以内	売掛債権、棚卸資産に限り徴求する (但し、棚卸資産は法人のみが対象)  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
78	※L 下請振興関連保証	振興事業を 実施する 中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 20,000	1年以内 (更新可)	徴求する (但し、親事業者に対する 売掛債権に限る)  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
79	事業再生保証 ( D I P 保証 )	民事再生手続き又は会社更生 手続きを申し立てた中小 企業者であって、再生/更 生計画認可後3年を経過し ていない者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 20,000	10年以内	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
80	※M 事業再生円滑化 関連保証 ( プレ D I P 保証 )	特定認証紛争解決事業者(特 定ADR)、中小企業基盤整 備機構又は中小企業再生支 援協議会が関与する私的整 理手続中の中小企業者	運転 設備 <small>(経済産業省 令で定めら れているも のに限る)</small>	個人・会社 28,000 組 合 48,000	3年以内	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
81	※N 特定信用状関連保証 ( L C 保証 )	スタンバイ信用状による 海外現地資金調達を行う中 小企業者	事業の 振興に 必要な 資金	個人・会社・組合 20,000	1年以内	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
82	※O 農工商等連携事業関連保証	認定を受けた農工商等連携 事業計画に従って農工商等 連携事業を行う中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備	組 合 48,000 (140,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
83	農工商等連携支援関連保証	認定を受けた農工商等連携 支援事業計画に従って農商 工等連携支援事業を行う認 定一般社団法人及び一般財 団法人又は特定非営利活動 法人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
84	経営承継関連保証	認定中小企業者 (※組合、土法人は対象外)	運転	個人・会社 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		15年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
85	※P 一括支払契約保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 100,000	1年以内 (更新可)	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
86	中小企業承継事業再生関連保証	産業競争力強化法第121条 に規定する中小企業承継事 業再生計画を主務大臣に提 出し、認定を受けた承継事 業者である中小企業者に限 る(但し、認定中小企業承 継事業再生計画に従って設 立される法人を除く)	運転 設備	個人・会社 28,000 組 合 48,000	10年以内	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制 度 名		対 象	資金 使 途	保証限度額 (万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
87	商店街活性化事業関連保証	認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を実施する商店街振興組合等（組合員、所属員を含む）	運転	個人・会社	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備	組 合	48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
88	商店街活性化支援関連保証	認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を実施する認定商店街活性化支援事業者	運転	一般社団法人及び 一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
89	経営革新等支援関連保証	認定を受けて経営革新等支援業務を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
90	情報提供支援関連保証	認定を受けた認定情報提供機関のうち、情報提供業務を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
91	※ Q 特定下請連携事業関連保証	認定を受けた特定下請連携事業計画に従って、特定下請連携事業を行う特定下請事業者	運転	個人・会社	28,000 (40,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合	48,000 (60,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
92	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	再生支援協議会等の中小企業支援機関の指導又は助言を受けて作成した再生計画等に従って事業再生を執行中の中小企業者	運転	個人・会社	28,000	15年以内	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
			設備 (事業再生計画の実施に必要な資金)	組 合	48,000		
93	連携創業支援関連保証	市町が策定し、主務大臣に認定を受けた認定創業支援事業計画に従って市町と連携し創業支援事業を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
94	地域産業資源活用支援関連保証	一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた地域産業資源活用支援事業計画に従って地域産業資源活用支援事業を行うもの	運転	一般社団法人及び 一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
95	※ R 経営力向上関連保証	認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合	48,000 (120,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
96	追 認 保 証	※利用する各制度の取り扱いに準ずる 但し 1,000万円を限度とする					
97	借 換 保 証	※借換後の保証に対する制度の取り扱いに準ずる					

(※ 1) 「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項（経営安定関連）1～8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

(注1)

1. 普通保証、手形(でんさい)割引根保証、当座貸越(貸付専用型)根保証、経営力強化保証、条件変更改善型借換保証、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、激甚災害保証、労働力確保関連保証、中小小売商業関連保証、商店街整備等支援関連特例、伝統的工芸品支援関連保証、地域伝統芸能等関連保証、流通業務総合効率化関連保証、小規模事業者支援関連保証、特定中小企業再生支援関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、特定研究開発等関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、地域産業集積関連保証、中心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証(※)、事業再生円滑化関連保証、農工商等連携事業関連保証、農工商等連携支援関連保証、経営承継関連保証、中小企業承継事業再生関連保証、商店街活性化事業関連保証、商店街活性化支援関連保証、経営革新等支援関連保証、情報提供支援関連保証、特定下請連携事業関連保証、事業再生計画実施関連保証、連携創業支援関連保証、地域産業資源活用支援関連保証、経営力向上関連保証の保証限度額には、個人・会社、組合又は一般社団法人及び一般財団法人(対象中小企業者)とも無担保保証に係る保証限度額8,000万円(※の中心市街地商業等活性化支援関連保証については16,000万円)が含まれています。
2. 一般保証の合計は、普通保証に係る保証にあっては個人・会社20,000万円、組合40,000万円(無担保保証に係る保証にあっては、個人・会社、組合とも8,000万円)を超えることができません。
3. 特別小口保証に係る保証を利用することができるのは、中小企業者のうち常時使用する従業員の20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人に限り、なお、常時使用する従業員の数を業種ごとに政令で定める場合は、その政令で定める従業員数以下の会社及び個人とします。
4. 特別小口保証に係る保証は、無担保・無保証人ですが、他の保証を併用することはできません。
5. 激甚災害保証と経営安定関連保証は、一般保証のほかに別枠の利用が可能です。合算で普通保証20,000万円、無担保保証8,000万円(うち無担保保証人保証1,250万円)の範囲内で取り扱います。  
また、別枠を利用した場合、激甚災害保証および経営安定関連保証と東日本大震災復興緊急保証合算で普通保証40,000万円(組合の場合は80,000万円)、無担保保証16,000万円(うち無担保保証人保証2,500万円)、最大で56,000万円(組合の場合は96,000万円)が限度となります。
6. 対象が中小企業者・小規模企業者となっているものうち、一部保証制度については特定非営利活動法人が対象とならない場合があります。

(注2)

愛媛県中小企業振興資金融資制度保証については、融資限度額での取り扱いとなっており、その額を保証限度額欄に表示しております。したがって部分保証方式を選択されている金融機関からの責任共有対象保証の申し込みがあった場合の保証限度額は、表示されている金額に保証割合を乗じた額になりますのでご留意下さい。

(注3)

1. ※A破綻金融機関等関連特別保証および※B破綻金融機関等関連特別無担保保証の取り扱いは、平成10年12月24日より「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時処置法」が終了する日までとなっております。この二制度については、同法第2条第2項の規定に基づく県知事の認定書が必要で、す。
2. ※C地域産業資源活用事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
また、流動資産担保保証に該当する場合には、別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
3. ※D海外地域産業資源活用事業関連保証については、海外投資関係保証および経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の海外投資関係保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
4. ※E特定新技術事業活動関連保証については、新事業開拓保証ならびに経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の新事業開拓保証に該当する別枠を含みます。
5. ※F経営革新関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

6. ※G異分野連携新事業分野開拓関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。  
(新事業開拓保証に該当する場合)  
別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
(海外投資関係保証に該当する場合)  
別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円の利用ができます。  
(流動資産担保保証に該当する場合)  
別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
7. ※H周辺地域整備関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他の法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
8. ※I中小企業特定社債保証については、保証協会と金融機関の共同保証形式(ただし保証協会の保証は割合は80%)となります。したがって、保証付私募債の発行価格は56,000万円が限度となります。
9. ※J特定研究開発等関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合は別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他の法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
10. ※K流動資産担保融資保証および※L下請振興関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。したがって、本保証での借入額は各25,000万円が限度となります。
11. ※M事業再生円滑化関連保証(特例小口保証利用の場合を除く)および※N特定信用状関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。
12. ※O農工商等連携事業関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。  
(新事業開拓保証に該当する場合)  
別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
(流動資産担保保証に該当する場合)  
別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
13. ※P一括支払契約保証については、保証協会の保証割合は70%以下となります。したがって、本保証での借入極度額は14億2,800万円が上限となります。
14. ※Q特定下請連携事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他の法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
15. ※R経営力向上関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

# 信用保証料率表 (平成28年10月1日現在)

(注) 赤色の保証制度は、責任共有制度対象外の保証制度(100%保証)。  
 青色の保証制度は、責任共有制度対象でかつ「部分保証」(80%保証)の保証制度を表しています。

(単位：年率%)

区分	制度名	責任共有		責任共有保証料率・保証料率(責任共有外保証料率)										中小企業会計割引の適用	有担保割引の適用	その他定率割引の適用	
		対象	部分保証	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分				
一般保証	1 普通保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	2 特別小口保証(無担保・無保証人)			○					0.85								
		NPO法人(注12)	○						0.68								
	3 小口保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	4 風俗営業飲食業保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	5 手形(でんさい)割引根保証	○			1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○		
提携保証	6 手形貸付根保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	7 中小企業金融円滑化保証(スムーズ8000)(注8)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	8 小口連携保証(トライアングル1000)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	9 優良ランク保証(パリュウ5000)	○			-	-	-	-	-	0.85	0.65	0.45	0.30	○	○		
	10 優良ランク保証II(グッド3000)	○			-	-	-	-	-	0.85	0.65	0.45	0.30	○	○		
	11 地域産業応援保証(すごサボ)(注8)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	12 事業成長支援保証(まるサポ2000)(注8)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	13 事業者カードローン当座貸越根保証	○			1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○		
	14 当座貸越(貸付専用型)根保証	○			1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○		
	15 長期経営資金保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
全国統一保証	16 予約保証(注7)	○			-	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	○	○		
	17 小口零細企業保証(注3)		(下記以外)	○	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○	○		
		予約保証(注7)	○		-	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	○	○		
	18 経営力強化保証(注11)	○			1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	○	○		
			○		2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	○	○		
	19 経営者保証ガイドライン対応保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	20 条件変更改善型借換保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	一般保証	21 一般資金	○			1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○	
		22 建設産業短期資金		(下記以外)	○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○	
			特定中小企業者(注10)	○							0.80						
		1号~6号	○						0.70								
		7号~8号	○														
23 小口資金			(下記以外)	○	1.40	1.26	1.12	0.98	0.80	0.80	0.75	0.55	0.35	○	○		
		特別小口保険利用	○						0.85								
		NPO法人(注12)	○						0.68								
24 短期資金		○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
25 小口零細企業資金			(下記以外)	○	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50	○	○		
		26 経営指導特例	○		1.55	1.41	1.27	1.13	0.95	0.95	0.90	0.70	0.50	○	○		
27 チャレンジ企業支援資金			(下記以外)	○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○		
		制度保証要綱の融資対象(1)に該当するものであって特別保証を利用する者	○							0.70							
		海外投資関係保証を利用する者	○							1.00							
愛媛県中小企業振興資金融資制度保証		28 創業等関連資金			○					0.80							
	29 創業関連資金(下記以外)			○					0.80								
	30 支援創業関連保証			○					0.80								
	31 再挑戦支援資金(下記以外)			○					0.80								
	32 支援創業関連保証			○					0.80								
	33 事業承継支援枠		制度保証要綱の融資対象(1)に該当するもの	○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○		
		制度保証要綱の融資対象(2)に該当するもの	○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0.35	○	○		
	34 緊急経済対策特別支援資金		(下記以外)	○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○		
		特定中小企業者(注10)	○							0.80							
		7号~8号	○						0.70								
	制度保証要綱の融資対象(7)に該当するものであって責任共有対象の者	○	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0.35	0.35	○	○			
	制度保証要綱の融資対象(7)に該当するものであって責任共有対象外の者	○	1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.90	0.70	0.50	0.50	○	○			
35 雇用促進支援資金	○			1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○			
36 建設産業新分野進出等支援資金		(下記以外)	○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○			
	特定中小企業者(注10)	○							0.80								
	7号~8号	○						0.70									
37 災害関連対策資金	○			災害等の発生の都度知事が別に定めるところによる										-	-		
市町村制度	38 中小企業振興資金融資制度保証	○			1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	39 中小企業緊急経営資金融資制度保証	○			1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	40 中小企業経営安定化資金融資制度保証		特定中小企業者(注10)	○						0.80							
		1号~6号	○						0.70								
		7号~8号	○														
	41 中小企業季節資金融資制度保証	○			1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	42 中小企業設備近代化資金融資制度保証	○			1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
別枠保証	43 小企業特別小口資金融資制度保証			○					0.85								
		NPO法人(注12)	○						0.68								
	44 公害防止保証	○							1.00								
	45 エネルギー対策保証	○							1.00								
	46 海外投資関係保証	○							1.00								
	47 新事業開拓保証		(下記以外)	○					1.00								
		新事業開拓保険(注4)	○						0.70								
		1号~6号	○						0.80								
	48 経営安定関連保証(セーフティネット保証)		(下記以外)	○					0.70								
		7号~8号	○						0.80								
		特別小口保険利用	○						0.70								
		NPO法人(注12)	○						0.70								
	49 東日本大震災復興緊急保証	○							0.80								
	50 創業等関連保証	○							0.80								
	51 創業関連保証		(下記以外)	○					0.80								
	52 支援創業関連保証	○						0.80									
53 再挑戦支援保証		(下記以外)	○					0.80									
	54 支援創業関連保証	○						0.80									
中堅企業(破綻金融機関等)特別保証		55 破綻金融機関等関連特別保証	○					0.75									
56 破綻金融機関等関連特別無担保保証		56 破綻金融機関等関連特別無担保保証	○					0.65									
57 激甚災害保証	○							0.80									
58 労働力確保関連保証		(下記以外)	○					0.70									
	特別小口保険利用	○						0.80									
59 中小小売商業関連保証		(下記以外)	○					0.70									
	特別小口保険利用	○						0.80									
60 商店街整備等支援関連保証	○							1.15									
61 伝統的工芸品支援関連保証	○							1.15									
	(下記以外)	○						0.70									
62 地域伝統芸能等関連保証		特別小口保険利用	○					0.80									
	NPO法人(注12)	○						0.70									
	(下記以外)	○						0.70									
63 流通業務総合効率化関連保証		特別小口保険利用	○					0.80									

区分	制度名	責任共有		責任共有保証料率・保証料率（責任共有外保証料率）											中小企業会計 割引の適用	有担保割引 の適用	その他定性要 因割引の適用		
		対象	部分保証	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分						
別	64 小規模事業者支援関連保証								1.15										
	65 特定中小企業再生支援関連保証								1.15										
保	66 地域産業資源活用事業関連保証	(下記以外)							0.70										
		特別小口保険利用							0.80										
		流動資産担保保険利用		○					0.68										
		新事業開拓保険利用							1.00										
		新事業開拓保険（注4）							0.70										
	67 海外地域産業資源活用事業関連保証	海外投資関係保険利用							1.00										
	68 地域産業集積関連保証	(下記以外)							0.70										
		特別小口保険利用							0.80										
		(下記以外)							0.70										
	69 中心市街地商業等活性化関連保証	(下記以外)							0.70										
特別小口保険利用								0.80											
70 中心市街地商業等活性化支援関連保証	(下記以外)							0.70											
	特別小口保険利用							0.80											
71 特定新技術事業活動関連保証	(下記以外)							1.00											
	新事業開拓保険（注5）							1.30											
	(下記以外)							0.70											
	特別小口保険利用							0.80											
	新事業開拓保険利用							1.00											
72 経営革新関連保証	新事業開拓保険（注4）							0.70											
	海外投資関係保険利用							1.00											
	(下記以外)							0.70											
	特別小口保険利用							0.80											
	流動資産担保保険利用		○					0.68											
73 異分野連携新事業分野開拓関連保証	新事業開拓保険利用							1.00											
	新事業開拓保険（注4）							0.70											
	海外投資関係保険利用							1.00											
	(下記以外)							0.70											
	特別小口保険利用							0.80											
74 周辺地域整備関連保証	流動資産担保保険利用		○					0.68											
	新事業開拓保険利用							1.00											
	新事業開拓保険（注4）							0.70											
	海外投資関係保険利用							1.00											
75 中小企業特定社債保証	(下記以外)							1.15											
	特別小口保険利用							0.85											
	NPO法人（注12）		○					0.68											
	新事業開拓保険（注4）							0.70											
76 特定研究開発等関連保証	(下記以外)							0.70											
	特別小口保険利用							0.80											
	新事業開拓保険利用							1.00											
	新事業開拓保険（注4）							0.70											
77 流動資産担保融資保証（ABL保証）	(下記以外)							0.68											
	特別小口保険利用							0.80											
78 下請振興関連保証	(下記以外)							0.56											
	特別小口保険利用							0.85											
79 事業再生保証（DIP保証）	(下記以外)							1.76											
	特別小口保険利用							0.85											
80 事業再生円滑化関連保証（ブレDIP保証）	(下記以外)							1.76											
	特別小口保険利用							0.85											
81 特定信用状関連保証（LC保証）	(下記以外)							0.70											
	特別小口保険利用							0.80											
82 農工商等連携事業関連保証	流動資産担保保険利用		○					0.68											
	新事業開拓保険利用							1.00											
	新事業開拓保険（注4）							0.70											
	海外投資関係保険利用							1.00											
	(下記以外)							0.70											
83 農工商等連携支援関連保証	(下記以外)							1.15											
	特別小口保険利用							0.85											
84 経営承継関連保証	(下記以外)							1.15											
	特別小口保険利用							0.85											
85 一括支払契約保証（注9）	(下記以外)							0.95	0.77	0.63	0.49	0.35							
	特別小口保険利用							0.85											
86 中小企業承継事業再生関連保証	(下記以外)							1.15											
	特別小口保険利用							0.85											
87 商店街活性化事業関連保証	(下記以外)							0.70											
	特別小口保険利用							0.80											
88 商店街活性化支援関連保証	(下記以外)							1.15											
	特別小口保険利用							0.80											
89 経営革新等支援関連保証	(下記以外)							1.15											
	特別小口保険利用							0.80											
90 情報提供支援関連保証	(下記以外)							0.70											
	特別小口保険利用							0.80											
91 特定下請連携事業関連保証	新事業開拓保険利用							1.00											
	新事業開拓保険（注4）							0.70											
	(下記以外)							0.70											
92 事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）（注11）	(下記以外)							0.80											
	特別小口保険利用							0.80											
93 連携創業支援関連保証	(下記以外)							1.15											
	特別小口保険利用							0.80											
94 地域産業資源活用支援関連保証	(下記以外)							0.70											
	特別小口保険利用							0.80											
	新事業開拓保険利用							1.00											
95 経営力向上関連保証	新事業開拓保険（注4）							0.70											
	海外投資関係保険利用							1.00											
	(下記以外)							0.70											
96 追認保証（注1）	(下記以外)							1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
	特別小口保険利用							0.85											
97 借換保証（注2）	(下記以外)							1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
	特別小口保険利用							0.85											

【補足説明】

- 責任共有制度の対象となる制度区分の保証料率（「責任共有保証料率」という）は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものを、責任共有制度の対象外となる制度区分の保証料率（「保証料率」という）は、保証委託額に対する率。
- 第1区分から第9区分までの区分は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第2条の規定に基づき、中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定められている保証料率の区分とする。保証料弾力化に係る保証制度については、リスク計測モデル（CRDモデル）により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を判定、これに定性情報を加味して実際に適用する保証料率を決定する。なお、区分に対応する保証において、次のいずれかに該当する事業者については、第5区分（経営力強化保証は第4区分）の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。
  - 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
  - 事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
  - 金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者
- 有担保割引の適用欄が「○」の保証制度は、保証協会所定の担保の提供がある場合、表示の料率から0.10%引き下げる。
- 一括支払契約保証を除く保証制度で会計参与を設置していることが確認できる場合、又は、中小企業会計割引の適用欄が「○」の保証制度で、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用状況を確認できる場合、表示の料率から0.10%引き下げる。

- 「小口帯細企業保証制度」は、利用する保証制度（部分保証制度に限定された保険種別以外）はすべての保険種別＜保険特含含む＞の利用が可能である。また、当座貸越根保証、手形（でんさい）割引根保証等の根保証形式の保証は利用できないに定める料率による。
- 「新事業開拓保証」を利用のものであって、担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であり、かつその合計額が5,000万円以下の場合の料率による。
- 「新事業開拓保証」の利用のものであって、担保及び保証人（法人代表者の保証を除く。）を提供させない保証であって、その合計額が2,000万円以下の場合の料率である。
- 「予約保証」については、第1区分該当者は対象外。
- 「中小企業金融円滑化保証」、「地域産業応援保証」、「事業成長支援保証」について、愛媛県中小企業振興資金融資制度保証、経営安定関連保証を併用する場合は各保証に定める料率による。
- 「一括支払契約保証」については、保証割合が70%以下となります。なお、保証料率は保証割合70%の場合を例として掲載しております。
- 「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項（経営安定関連）1～8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。
- 「経営力強化保証」「事業再生計画実施関連保証」については、責任共有制度の対象外となる保証付き既往借入金（平成19年9月30日以前に保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む。）を本制度で借り換える場合（保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は、責任共有制度の対象外となります。
- 「NPO法人」とは、中小企業信用保険法第2条第3項第7号に定める特定非営利活動法人のことです。

(注1) 利用する各保証制度の取り扱いに準ずる。但し1,000万円を限度とする。  
 (注2) 借換保証は、利用する各保証制度に定める料率による（割引・割増の有無含む）。

# 保証協会団信実績

| 平成28年8月 |

平成21年11月1日より保証協会団体信用生命保険制度の取扱いをしております！

## ●保証協会団体信用生命保険とは

保証協会団体信用生命保険（以下、保証協会団信）とは、信用保証協会の保証付で金融機関から借入を行ったお客様が、その全額を返済されないうちに、死亡もしくは所定の高度障がい状態となった場合に、一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下、連合会）が生命保険会社から受け取る保険金（\*）をもとに、加入している借入口について、金融機関に対する債務を弁済する制度です。

これにより、事業の維持安定が可能になるとともに、ご家族の皆様の安心を図ることができます。

（\*保証協会団信は連合会が生命保険会社と契約します。お客様は連合会と債務弁済委託契約を締結していただきます。）

愛媛県信用保証協会は、中小企業の皆様への「プラスワンサービス」として保証協会団信の取扱いを開始しました。なお、保証協会団信への加入は中小企業者の皆様の任意であり、保証の諾否・金額査定には全く関係ありません。

## ●保証協会団信加入状況

保証協会団信の平成28年8月末時点の加入状況は下記の通りです。（生保会社査定後承諾済ベース）

3～8月件数	3～8月融資額	累計件数	累計金額	平均融資額	平均年齢
53件	36,410万円	938件	686,737万円	732万円	51.9歳

### 〈金融機関別〉

金融機関名	3～8月件数(件)	3～8月融資額(万円)	累計件数(件)	累計金額(万円)
伊予銀行	20	17,990	281	231,578
四国銀行	—	—	8	11,745
百十四銀行	—	—	11	16,200
阿波銀行	—	—	1	500
広島銀行	—	—	9	7,570
愛媛銀行	8	5,400	257	200,285
香川銀行	—	—	13	15,060
高知銀行	—	—	20	14,347
徳島銀行	—	—	3	1,990
愛媛信金	22	11,920	232	127,175
東予信金	2	800	56	31,730
川之江信金	—	—	20	17,467
宇和島信金	1	300	27	11,090
合計	53	36,410	938	686,737

知らないと恥ずかしい— Treasures of Ehime

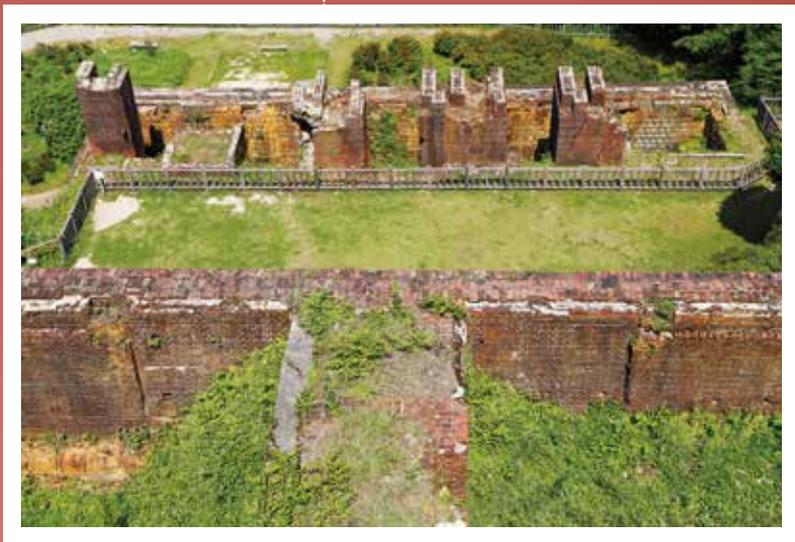
# 愛媛お宝図鑑



歴史メモ

## 広瀬幸平

住友初代総理事。近江国野洲郡八夫村(現:滋賀県)に生まれる。11歳のとき、別子銅山勤場の給仕となって以来、66歳まで住友家に仕えた。フランス人技師を招き、銅山の採掘・製錬の機械化を推進。鉄道を敷設して別子銅山の近代化を図り、住友財閥発展の基礎を固めた。また、大阪林式取引所や大阪商船会社の設立や経営にも尽力し、関西財界の中心的存在として幅広く活躍した。1914年没。86歳。



## 別子銅山

一般公開 一年中公開

# 近代日本を切り開く 礎となった別子銅山

別子銅山は旧別子の山中から新居浜市まで約40kmにも及ぶ広大な宝の山でした。1690年(元禄3年)、この一帯に鉱山があることが分かると、翌年住友家が開坑。一貫して経営を行い、関連事業などで発展を遂げた住友家は日本を代表する財閥となったのです。坑道は全長700km、最も深い部分は海拔マイナス1000mで、日本で人間が到達した最深部と言われています。総産出量65万トンにも及ぶ「日本三大銅山」の一つである別子銅山は、1973年(昭和48年)の閉山に至るまで、新居浜市の繁栄の礎となりました。現在でもその栄華の跡を体感できる場所が残されています。標高750mの山中に位置し「東洋のマチュピチュ」と称される東平には、大正5年から昭和5年まで別子鉱山の採鉱本部が置かれていました。最盛期には約5000人も

の人々が生活していたとのこと。重厚な花崗岩造りの索道基地跡を始め、採掘した鉱石を一時的に保管していた貯鉱庫、物資を荷揚げしていた急階段のインクライン、長さ1795mの第三通洞、旧保安本部(現在は銅細工製作体験ができる「メイン工房」)など、往時の姿を思い起こさせる姿は圧巻です。

## 別子銅山記念館

Besshi Copper Mine Museum

もっと詳しく!

別子銅山の意義を永く後世に伝えるため、住友グループによって昭和50年に建設。泉屋・歴史・地質鉱床・生活風俗・技術の各コーナーがあり、貴重な資料を展示しています。



◎新居浜市角野新田町3-13 ◎有(無料) ☎0897-41-2200 ☎9:00~16:00 ☎月曜・祝日(日曜日と重なる場合は開館)・年末年始・10月17日 ◎入館料=無料 屋外展示 / 日本最初の山岳鉱山専用鉄道「別子1号」の蒸気機関車

FILE No. 07

## 本所

〒790-8651 愛媛県松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館2・3階  
総務部／総務課 TEL089-931-2111(代) FAX089-931-2107  
電算課 TEL089-931-2115 FAX089-931-2170  
業務統括部／経営支援室 TEL089-931-2116 FAX089-931-1026  
保証企画課 TEL089-931-2114 FAX089-931-2107  
管理推進課 TEL089-931-2117 FAX089-931-2107  
監査室 TEL089-931-2180 FAX089-931-1026

## 松山事業部

〒790-8651 愛媛県松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館1階  
保証一課・保証二課・管理課 TEL089-931-2118 FAX089-931-2174

業務区域 松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町



## 新居浜支所

〒792-0025  
新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階  
保証課 TEL0897-33-8282 FAX0897-33-8284  
管理課 TEL0897-33-8292 FAX0897-33-8293

業務区域 新居浜市・西条市・四国中央市

## 八幡浜支所

〒796-8691  
八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階  
TEL0894-22-2003 FAX0894-22-3137

業務区域 八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

## 今治支所

〒794-0042  
今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル5階  
TEL0898-23-0170 FAX0898-23-0758

業務区域 今治市・上島町

## 宇和島支所

〒798-0040  
宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階  
TEL0895-22-6556 FAX0895-22-6583

業務区域 宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

がんばる中小企業のベストパートナー



EHIME GUARANTEE

愛媛県信用保証協会

